

会津若松市国民保護計画 資 料 編 (案)

会 津 若 松 市

目次

第1 関係条例、省令、要領		
1	会津若松市国民保護対策本部及び会津若松市緊急対処事態対策本部条例	… 1
2	会津若松市国民保護協議会条例	… 3
3	武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続きその他の必要な事項を定める省令	… 4
4	会津若松市の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱	…12
5	火災・災害等即報要領	…22
第2 関係機関、施設、避難施設関係		
1	内閣総理大臣が指定する指定行政機関等	…42
2	県が指定する指定行政機関等	…44
3	県機関	…45
4	その他関係機関	…45
5	避難施設一覧	…47
第3 避難実施要領パターン		
1	避難実施要領のパターンの作成	…51
	パターン1想定 ゲリラや特殊部隊による攻撃	…59
	パターン2想定 弾道ミサイル攻撃	…63
	パターン3想定 大量殺傷物質を破壊手段とした攻撃(化学剤)	…66
	パターン4想定 大量殺傷物質を破壊手段とした攻撃(ダーティボム)	…70

第1 関係条例、省令、要領

会津若松市国民保護対策本部及び会津若松市緊急対処事態対策本部条例

平成18年3月27日

会津若松市条例第8号

(趣旨)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「法」という。）第31条及び法第183条において準用する法第31条の規定に基づき、会津若松市国民保護対策本部（以下「国民保護対策本部」という。）及び会津若松市緊急対処事態対策本部（以下「緊急対処事態対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 会津若松市国民保護対策本部長（以下「本部長」という。）は、国民保護対策本部の事務を総括する。

2 会津若松市国民保護対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を助け、国民保護対策本部の事務を整理する。

3 会津若松市国民保護対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、国民保護対策本部の事務に従事する。

4 国民保護対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、市の職員のうちから、市長が任命する。

(会議)

第3条 本部長は、国民保護対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、国民保護対策本部の会議（次項において「会議」という。）を招集する。

2 本部長は、法第28条第6項の規定により、国の職員その他市の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第4条 本部長は、必要と認めるときは、国民保護対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が任命する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地対策本部)

第5条 法第28条第8項の現地対策本部に現地対策本部長、現地対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地対策本部長は、現地対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、国民保護対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

(準用)

第7条 第2条から前条までの規定は、緊急対処事態対策本部について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に

読み替えるものとする。

第2条第1項	会津若松市国民保護対策本部長	会津若松市緊急対処事態対策本部長
第2条第1項から第4項 まで、第3条第1項、 第4条第1項及び第6条	国民保護対策本部	緊急対処事態対策本部
第2条第2項	会津若松市国民保護対策副本部長	会津若松市緊急対処事態対策副本部長
第2条第3項	会津若松市国民保護対策本部員	会津若松市緊急対処事態対策本部員
第3条第2項	法第28条第6項	法第183条において準用する法第28条第6項
第5条第1項	法第28条第8項	法第183条において準用する法第28条第8項

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

会津若松市国民保護協議会条例

平成18年3月27日
会津若松市条例第9号

(趣旨)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「法」という。）第40条第8項の規定に基づき、会津若松市国民保護協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員及び専門委員)

第2条 協議会は、委員50人以内をもって組織する。

2 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長の職務代理)

第3条 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令

(平成17年3月28日総務省令第44号)

(最終改正：平成27年9月16日総務省令第76号)

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号）第25条第2項及び第26条第4項（これらの規定を同令第52条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令を次のように定める。

（安否情報の収集方法）

第1条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「法」という。）第94条第1項及び第2項（法第183条において準用する場合を含む。）の規定による安否情報の収集は、避難住民又は武力攻撃災害により負傷した住民については様式第1号を、武力攻撃災害により死亡した住民については様式第2号を用いて行うものとする。ただし、やむを得ない場合は、地方公共団体の長が適当と認める方法によることができる。

（安否情報の報告方法）

第2条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号。以下「令」という。）第25条第2項（令第52条において準用する場合を含む。）の総務省令で定める方法は、法第94条第1項及び第2項（法第183条において準用する場合を含む。）に規定する安否情報を様式第3号により記載した書面（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。以下同じ。）の送付とする。ただし、事態が急迫している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

（安否情報の照会方法）

第3条 法第95条第1項（法第183条において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定による安否情報の照会は、令第26条第1項（令第52条において準用する場合を含む。）に規定する事項を様式第4号により記載した書面を総務大臣又は地方公共団体の長に提出することにより行うものとする。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合、安否情報について照会をしようとする者が遠隔の地に居住している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

2 法第95条第1項（法第183条において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定により安否情報の照会をする者は、前項により提出した書面に記載されている氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険証、外国人登録証明書、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードその他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって当該安否情報を照会する者が本人であることを確認するに

足りるものを提示し、又は提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由により、当該書類を提示し、若しくは提出することができない場合又は前項ただし書きの場合にあっては、当該安否情報を照会する者が本人であることを確認するために総務大臣又は地方公共団体の長が適当と認める方法によることができる。

- 3 前項ただし書の場合において、総務大臣及び地方公共団体の長が安否情報を照会する者が本人であることを確認するために必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長に対し、必要な資料の提出を求めることができる。

（安否情報の回答方法）

第4条 法第95条第1項の規定による安否情報の回答は、安否情報の照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別その他必要な事項を様式第5号により記載した書面を交付することにより行うものとする。ただし、事態が急迫している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

（安否情報の提供）

第5条 総務大臣は、全ての都道府県知事又は市町村（特別区を含む。以下同じ。）の長が法第95条第1項の規定に基づく安否情報の回答を行うことができるようにするため、法第94条第2項の規定により報告を受けた安否情報のうち当該回答に必要な情報を、都道府県知事及び市町村の長に対し、書面により提供することとする。

附 則 抄

（施行期日）

第1条 この省令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 （平成18年3月31日総務省令第50号） 抄

（施行期日）

第1条 この省令は、平成18年4月1日から施行する。ただし、本則に1条を加える改正規定及び附則第2条の別表の改正規定のうち第5条に係る部分については、平成19年4月1日から施行する。

附 則 （平成27年9月16日総務省令第76号） 抄

（施行期日）

第1条 この省令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下この条及び次条第1項において「番号利用法」という。）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日（平成28年1月1日）から施行する。

（経過措置）

第2条

2 次に掲げる省令の規定の適用については、住民基本台帳カード（第5条の規定による改正前の住民基本台帳法施行規則別記様式第2の様式によるものに限る。）は、番号利用法整備法第20条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた旧住民基本台帳法第30条の44第9項の規定によりその効力を失う時までの間は、個人番号カードとみなす。

1 及び 2 略

3 第11条の規定による改正後の武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手續その他の必要な事項を定める省令第3条第2項

様式第1号（第1条関係）

安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

① 氏 名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所（郵便番号を含む。）	
⑥ 国 籍	日 本 その他（ ）
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 負傷（疾病）の該当	負 傷 非 該 当
⑨ 負傷又は疾病の状況	
⑩ 現在の居所	
⑪ 連絡先その他の必要情報	
⑫ 親族・同居者からの照会があれば、①～⑪を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、○で囲んで下さい。	回答を希望しない
⑬ 知人からの照会があれば①⑦⑧を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は○で囲んで下さい。	回答を希望しない
⑭ ①～⑪を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することについて、同意するかどうか○で囲んで下さい。	同 意 する 同 意 しない
※備考	

（注1）本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記⑫～⑭の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2）親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3）「③出生年月日」欄は元号表記により記入すること。

（注4）回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

様式第2号（第1条関係）

安否情報収集様式（死亡住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

① 氏 名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所（郵便番号を含む。）	
⑥ 国 籍	日 本 その他（ ）
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 死亡の日時、場所及び状況	
⑨ 遺体が安置されている場所	
⑩ 連絡先その他必要情報	
⑪ ①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答することへの同意	同 意 する 同 意 し ない
※備考	

（注1）本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報の保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記⑪の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2）親族・同居者・知人であるかの確認は申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3）「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。

（注4）回答情報の限定を希望する場合は、備考欄にご記入願います。

⑪の同意回答者名		連絡先	
同意回答者住所		続 柄	

（注5）⑪の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。

2 法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入願います。

3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入願います。

4 ※印の欄には記入しないで下さい。

安否情報回答書

年 月 日		
殿 総務大臣 (都道府県知事) (市町村長)		
年 月 日付けで照会があった安否情報について、下記のとおり回答します。		
避難住民に該当するか否かの別		
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別		
被 照 会 者	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 (日本国籍を有しない者に限る。)	日本 その他 ()
	その他個人を識別 するための情報	
	現 在 の 居 所	
	負傷又は疾病の状況	
	連絡先その他必要情報	

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。

3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。

4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。

5 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること。

会津若松市の特殊標章及び身分証明書に関する交付要領

目次

- 第1章 総則
- 第2章 特殊標章の交付等
- 第3章 身分証明書の交付等
- 第4章 保管及び返納
- 第5章 濫用の禁止等
- 第6章 雑則

第1章 総則

(目的)

第1条 この要領は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。)及び「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」(平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補(安全保障・危機管理担当)付内閣参事官(事態法制企画担当)通知)に基づき、会津若松市の武力攻撃事態等における特殊標章等(国民保護法第158条第1項の特殊標章及び身分証明書をいう。以下同じ。)の交付に関する基準、手続等必要な事項を定めることを目的とする。

(定義及び様式)

第2条 この要領において「特殊標章」とは、別紙で定めるところにより、腕章、帽章、旗及び車両章とする。

2 この要領において「身分証明書」の様式は、別図のとおりとする。

(交付の対象者)

第3条 市長は、武力攻撃事態等において、国民保護法第16条の規定に基づき、市長が実施する国民の保護のための措置(以下「国民保護措置」という。)に係る職務等を行う者として、次に定める区分の者に対し、特殊標章等の交付を行うものとする。

- (1) 市の職員(消防長の所轄の消防職員を除く。)で国民保護措置に係る職務を行うもの
- (2) 消防団長及び消防団員
- (3) 市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- (4) 市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(交付の手続)

第4条 市長は、前条第1号及び第2号に掲げる者に対し、特殊標章等の交付をした者に関する台帳(別記様式1)に登録し、特殊標章等を作成して交付する。

2 市長は、前条第3号及び第4号に掲げる者に対し、原則として当該対象者からの特殊標章等に係る交付申請書(別記様式2)による申請に基づき、その内容を適正と認めるときは、特殊標章等の交付をした者に関する台帳(別記様式1)に登録し、特殊標章等を作成して交付する。

第2章 特殊標章の交付等

(腕章及び帽章の交付)

第5条 市長は、第3条第1号又は第2号に掲げる者のうち武力攻撃事態等において行うこととされる国民保護措置に係る職務の内容等を勘案し、市長が必要と認めるものに対し、平時において、第2条第1項で規定する腕章及び帽章(以下「腕章等」という。)を交付するものとする。

2 市長は、第3条第1号及び第2号に掲げる者(前項において掲げる者を除く。)並びに第3号及び第4号に掲げる者に対し、武力攻撃事態等において、腕章等を交付するものとする。

(旗及び車両章の交付)

第6条 市長は、前条の規定に基づき、腕章等を交付する場合において、必要に応じ、国民保護措置に係る職務、業務又は協力のために使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等(以下「場所等」という。)を識別させるため、場所等ごとに第2条第1項で規定する旗又は車両章(以下「旗等」という。)をあわせて、交付するものとする。

(訓練における使用)

第7条 市長は、平時において、国民保護措置についての訓練を実施する場合に、第3条各号に掲げる者に対し、腕章等を貸与することができるものとする。

2 市長は、前項の規定に基づき、腕章等を貸与する場合、必要に応じ、場所等ごとに旗等をあわせて貸与することができるものとする。

(特殊標章の特例交付)

第8条 市長は、人命救助等のために特に緊急を要し、対象者からの申請を待ついとまがないと認めるときは、当該申請を待たずに特殊標章のみを交付することができるものとする。

2 前項の場合において、市長が必要と認めるときに、特殊標章を交付した者に対して、返納を求めるものとする。

(特殊標章の再交付)

第9条 市長から特殊標章の交付を受けた者は、特殊標章を紛失したとき、又は使用に堪えない程度に汚損若しくは破損した場合には、特殊標章再交付申請書(別記様式3)により、速やかに市長に申請し、特殊標章の再交付を受けるものとする。

2 前項の規定により、再交付を受ける場合(紛失した場合を除く。)は、汚損又は破損した特殊標章を返納しなければならない。

第3章 身分証明書の交付等

(身分証明書の交付)

第10条 市長は、第5条第1項の規定により、腕章等を交付した者に対し、第2条第2項で規定する身分証明書(以下「身分証明書」という。)を交付するものとする。

2 市長は、第5条第2項の規定により、腕章等を交付した者に対し、身分証明書を交付するものとする。

(身分証明書の携帯)

第11条 市長から身分証明書の交付を受けた者は、特殊標章を使用する必要があるときは、身分証明

書を携帯するものとする。

(身分証明書の再交付)

第12条 市長から身分証明書の交付を受けた者は、身分証明書を紛失し、又は使用に堪えない程度に汚損若しくは破損した場合には、身分証明書再交付申請書(別記様式4)により速やかに市長に申請し、身分証明書の再交付を受けるものとする。また、身分証明書の記載事項に異動があった場合も同様とする。

2 前項の規定により、再交付を受ける場合(紛失した場合を除く。)は、交付を受けた身分証明書を返納しなければならない。

(有効期間及び更新)

第13条 第10条第1項の規定により、市長が交付する身分証明書の有効期間は、交付された者が身分を失ったときまでとする。

2 第10条第2項の規定により、市長が武力攻撃事態等において交付する身分証明書の有効期間は、武力攻撃事態等の状況及び国民保護措置の内容に鑑み、市長が必要と認める期間とする。

3 身分証明書の更新手続は、第4条の規定に準じて行うものとする。

第4章 保管及び返納

(保管)

第14条 市長は、申請書及び特殊標章等に番号を付し、厳重に保管するものとする。

2 特殊標章等の交付を受けた者は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行っている場合及び訓練又は啓発のために用いる場合を除き、特殊標章等を厳重に保管するものとする。

(返納)

第15条 市長から特殊標章等の交付を受けた者は、身分を失ったときその他の事由があったときは、特殊標章等を返納しなければならない。

第5章 濫用の禁止等(濫用の禁止)

第16条 特殊標章等の交付を受けた者は、特殊標章等を他人に譲り渡し、又は貸与してはならない。

2 特殊標章等の交付を受けた者は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行っている場合及び訓練又は啓発のために用いる場合を除き、特殊標章等を使用してはならない。

3 特殊標章等により識別させることができる場所等については、当該場所等が専ら国民保護措置に係る職務、業務又は協力のために使用されていなければならない。

(周知)

第17条 市長は、特殊標章等を交付する者に対し、当該交付する際その他必要な機会を捉え、特殊標章等の意義、その使用及び管理等について説明を行い、あらかじめ周知を図るものとする。

第6章 雑則

(雑則)

第18条 この要領に定めるもののほか、特殊標章等の様式等については、「赤十字標章等及び特殊標

章等に係る事務の運用に関するガイドライン」に定めるところによる。

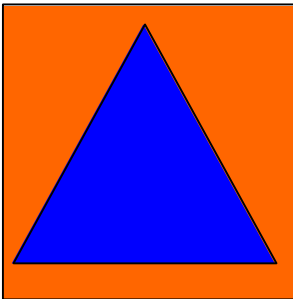
(交付及び管理)

第19条 会津若松市における特殊標章等の交付及び管理に関する事務は、国民保護主管課及び事務を委任された所属が行うものとする。

附則

この要領は、令和6年 月 日から施行する。

別紙（第2条関係）

区 分	表 示		制 式
	位 置	形 状	
腕 章	左腕に表示		①オレンジ色地に青色の正三角形とする。 ②三角形の一の角が垂直に 上を向いている。 ③三角形のいずれの角もオレンジ色地の縁に接していない。 ※一連の登録番号を表面右下すみに付ける。 （ 例：会津若松市 1 ）
帽 章	帽子（ヘルメットを含む。）の前部中央に表示		
旗	施設の平面に展張又は掲揚又は表示		
車両章	車両の両側面、後面及び上部に表示		

別図（第2条関係）

表面

	会津若松市長	
身 分 証 明 書 IDENTITY CARD		
国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel		
氏名／Name _____		
生年月日／Date of birth _____		
この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議案書I）によって保護される。 The holder of this card is protected by Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949 and relating to the Protection of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as _____		
交付等の年月日／Date of issue _____ 証明書番号／No. Of card _____		
許可権者の署名／Signature of issuing authority _____		
有効期間の満了日／Date of expiry _____		

裏面

身長／Height _____	眼の色／Eyes _____	頭髪の色／Hair _____
その他の特徴又は情報／Other distinguishing marks of information _____ _____ _____		
血液型／Blood type _____ _____ _____		
所有者の写真 ／PHOTO OF HOLDER		
印章／Stamp		所有者の署名／Signature of holder

日本産業規格A7（横74ミリメートル、縦105ミリメートル）

特殊章等〇交付台帳

別記様式 1 (第 4 条関係)

[illegible]

別記様式2（第4条関係）

特 殊 標 章 等 に 係 る 交 付 申 請 書

年 月 日

会津若松市長 殿

私は、国民保護法第 158 条の規定に基づき、特殊標章等の交付を以下のとおり申請します。

氏名：(漢 字)..... (ローマ字).....		生年月日(西暦) 年.....月.....日
申請者の連絡先 住 所：..... 電話番号：..... E-mail：.....		写 真 縦4cm×横3cm (身分証明書の 交付又は使用許 可の場合のみ)
識別のための情報(身分証明書の交付又は使用許可の場合のみ記載) 身 長：.....cm 眼の色：..... 頭髪の色：..... 血液型：..... (R h 因子.....)		
標章を使用する衣服、場所、車両、船舶、航空機等の概要及び使用する標章の数等 (標章又は特殊信号の交付又は使用許可の場合のみ記載) 		
(許可権者使用欄) 資格 ： 証明書番号 ： 交付等の年月日 ： 有効期間の満了日 ： 返納日 ：		

特 殊 標 章 再 交 付 申 請 書

会津若松市長 殿 申請者 住所 _____ (電話) _____ 氏名 _____ 印 _____	年 月 日
1 紛失(破損等)した特殊標章の種別及び登録番号 2 紛失(破損等)年月日 3 紛失の状況(破損等の理由) 4 その他必要な事項	
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

- 備 考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
- 2 ※印の欄は、記入しないこと。

身 分 証 明 書 再 交 付 申 請 書

年 月 日 会津若松市長 殿 申請者 住所 _____ (電話) _____ 氏名 _____ 印 _____	
1 旧身分証明書番号 2 理 由 3 その他必要な事項	
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

- 備 考
- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
 - 2 理由には、紛失、汚損、破損及び記載事項の変更等を記入する。
 - 3 紛失の場合には、紛失の日時、場所及び紛失の状況を追記する。
 - 4 記載事項の変更の場合は、旧記載事項を追記する。
 - 5 ※印の欄は、記入しないこと。

火災・災害等即報要領

(昭和59年10月15日消防災第267号消防庁長官)

(最終改正：平成29年2月7日消防応第11号)

第1 総則

1 趣旨

この要領は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第40条の規定に基づき消防庁長官が求める消防関係報告のうち、火災・災害等に関する即報について、その形式及び方法を定めるものとする。

(参考)

消防組織法第40条

消防庁長官は、都道府県又は市町村に対し、消防庁長官の定める形式及び方法により消防統計及び消防情報に関する報告をすることを求めることができる。

2 火災・災害等の定義

「火災・災害等」とは、火災・災害及びその他の事故をいう。

なお、本要領における用語の定義については、本要領に特別の定めのない限り、「火災報告取扱要領（平成6年4月21日付け消防災第100号）」、「災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付け消防防第246号）」、「救急事故等報告要領（平成6年10月17日付け消防救第158号）」の定めるところによる。

3 報告手続

- (1) 「第2 即報基準」に該当する火災又は事故（(1)において「火災等」という。）が発生した場合には、当該火災等が発生した地域の属する市町村（当該市町村が消防の事務を処理する一部事務組合又は広域連合の構成市町村である場合は、当該一部事務組合又は広域連合を含む。以下第1から第3までにおいて同じ。）は、火災等に関する即報を都道府県を通じて行うものとする。

ただし、2以上の市町村にまたがって火災等が発生した場合又は火災等が発生した地域の属する市町村と当該火災等について主として応急措置（火災の防御、救急業務、救助活動、事故の処理等）を行った市町村が異なる場合には、当該火災等について主として応急措置を行った市町村又はこれらの火災等があったことについて報告を受けた市町村が都道府県を通じて行うものとする。

- (2) 「第2 即報基準」に該当する災害が発生した場合（災害が発生するおそれが著しく大きい場合を含む。以下同じ。）には、当該災害が発生し、又はそのおそれがある地域の属する市町村は、災害に関する即報について都道府県に報告をするものとする。
- (3) 「第2 即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、都道府県は、市町村からの報告及び自ら収集した情報等を整理して、火災・災害等に関する即報について消防庁に報告をするものとする。
- (4) 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、市町村は、第1報を都道府県に加え、消防庁に対しても報告をするものとする。この場合において、消防

庁長官から要請があった場合については、市町村は、第1報後の報告を引き続き消防庁に対しても行うものとする。

- (5) 市町村は、報告すべき火災・災害等を覚知したときは、迅速性を最優先として可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）、分かる範囲でその第1報の報告をするものとし、以後、各即報様式に定める事項について、判明したものの中から逐次報告をするものとする。都道府県は、市町村からの報告を入手後速やかに消防庁に対して報告を行うとともに、市町村からの報告を待たずして情報を入手したときには、直ちに消防庁に対して報告を行うものとする。

4 報告方法及び様式

火災・災害等の即報に当たっては、原則として(1)の区分に応じた様式に記載し、ファクシミリ等により報告をするものとする。

ただし、消防機関等への通報が殺到した場合又はファクシミリ等が使用不能な場合で当該方法による報告ができない場合には、迅速性を最優先とし、電話等通信可能な方法による報告に代えることができるものとする。

また、第1報以後の報告については、各様式で報告が求められている項目が記載された既存資料（地方公共団体が独自に作成した資料や災害対策本部会議で使用された資料など）による報告に代えることができるものとする。

なお、画像情報を送信することができる地方公共団体は(2)により被害状況等の画像情報の送信を行うものとする。

(1) 様式

ア 火災等即報・・・第1号様式及び第2号様式

火災及び特定の事故（火災の発生を伴うものを含む。）を対象とする。

特定の事故とは、石油コンビナート等特別防災区域内の事故、危険物等に係る事故、原子力災害及び可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故とする。

なお、火災（特定の事故を除く。）については第1号様式、特定の事故については第2号様式により報告をすること。

イ 救急・救助事故・武力攻撃災害等即報・・・第3号様式

救急事故及び救助事故並びに武力攻撃災害及び緊急処理事態における災害を対象とする。

なお、火災等即報を行うべき火災及び特定の事故に起因して生じた救急事故等については、第3号様式による報告を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

ウ 災害即報・・・第4号様式

災害を対象とする。なお、災害に起因して生じた火災又は事故については、ア 火災等即報、イ 救急・救助事故等即報を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

(2) 画像情報の送信

地域衛星通信ネットワーク等を活用して画像情報を送信することができる地方公共団体

（応援団体を含む。）は、原則として次の基準に該当する火災・災害等が発生したときは、高所監視カメラ、ヘリコプターテレビ電送システム、衛星地球局等を用いて速やかに被害状況等の画像情報を送信するものとする。

ア 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等

イ 被災地方公共団体の対応のみでは十分な対策を講じることが困難な火災・災害等

ウ 報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高い火災・災害等（テレビのニュース速報のテロップ又はテレビ・新聞等のマスコミの全国版のニュースにて報道される火災・災害等をいう。以下同じ。）

エ 上記に定める火災・災害等に発展するおそれがあるもの

5 報告に際しての留意事項

（1） 都道府県又は市町村は、「第2 即報基準」又は「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等か判断に迷う場合には、できる限り広く報告をするものとする。

（2） 都道府県又は市町村は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な火災・災害等が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配意し、迅速な報告に努めるものとする。

また、都道府県は、通信手段の途絶等が発生し、区域内の市町村が報告を行うことが十分にできないと判断する場合等にあっては、調査のための職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等、あらゆる手段を尽くして、被害情報等の把握に努めるものとする。

（3） 都道府県は、被害状況等の把握に当たって、当該都道府県の警察本部等関係機関と密接な連携を保つものとする。

特に、人的被害の数（死者・行方不明者）については、都道府県が一元的に集約、調整を行うものとする。その際、都道府県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、当該情報が得られた際は、関係機関と連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告をするものとする。

（4） 市町村は、都道府県に報告をすることができない場合には、一時的に報告先を消防庁に変更するものとする。この場合において、都道府県と連絡がとれるようになった後は、都道府県に報告をするものとする。

（5） 上記(1)から(4)にかかわらず、災害等により消防機関への通報が殺到した場合には、市町村はその状況を直ちに消防庁及び都道府県に対し報告をするものとする。

第2 即報基準

火災・災害等即報を報告すべき火災・災害等は次のとおりとする。

1 火災等即報

（1） 一般基準

火災等即報については、次のような人的被害を生じた火災及び事故（該当するおそれがある場合を含む。）等について報告をすること。

- ア 死者が3人以上生じたもの
- イ 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの
- ウ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(2) 個別基準

次の火災及び事故については、上記(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

ア 火災

(ア) 建物火災

- a 特定防火対象物で死者の発生した火災
- b 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの
- c 大使館・領事館及び国指定重要文化財の火災
- d 特定違反対象物の火災
- e 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災
- f 他の建築物への延焼が10棟以上又は気象状況等から勘案して概ね10棟以上になる見込みの火災
- g 損害額1億円以上と推定される火災

(イ) 林野火災

- a 焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの
- b 空中消火を要請又は実施したもの
- c 住宅等へ延焼するおそれがあるもの

(ウ) 交通機関の火災

- a 航空機火災
- b タンカー火災
- c 船舶火災であって社会的影響度が高いもの
- d トンネル内車両火災
- e 列車火災

(エ) その他

以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等
(例示)

- ・ 消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災

イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

(ア) 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故

(例示)

- ・ 危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災又は爆発事故

(イ) 危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの

(ウ) 特定事業所内の火災（（ア）以外のもの。）

ウ 危険物等に係る事故

危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下「危険物等」という。）を貯蔵し、又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの（イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）

(ア) 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの

(イ) 負傷者が5名以上発生したもの

(ウ) 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの

(エ) 500キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故

(オ) 海上、河川への危険物等流出事故

(カ) 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う火災・危険物等の漏えい事故

エ 原子力災害等

(ア) 原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射線の漏えいがあったもの

(イ) 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの

(ウ) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第10条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの

(エ) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの

オ その他特定の事故

可燃性ガス等の爆発、漏えい及び異臭等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの

カ 消防職員及び消防団員の消火活動等に伴う重大事故

(3) 社会的影響基準

(1)一般基準、(2)個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。

2 救急・救助事故即報

救急・救助事故については、次に該当する事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

(1) 死者5人以上の救急事故

(2) 死者及び負傷者の合計が15人以上の救急事故

(3) 要救助者が5人以上の救助事故

(4) 覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上の救助事故

(5) 消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る重大事故

(6) 消防職員及び消防団員の救急・救助活動に伴う重大事故

- (7) 自衛隊に災害派遣を要請したもの
- (8) 上記(1)から(7)に該当しない救急・救助事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故（社会的影響度が高いことが判明した時点での報告を含む。）

（例示）

- ・ 列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故
- ・ バスの転落による救急・救助事故
- ・ ハイジャックによる救急・救助事故
- ・ 不特定又は多数の者が利用する建築物及び遊戯施設における設備等において発生した救急・救助事故
- ・ 全国的に流通している食品の摂取又は製品の利用による事故で、他の地域において同様の事案が発生する可能性があり、消費者安全の観点から把握されるべき救急・救助事故

3 武力攻撃災害等即報

武力攻撃災害等については、次の災害による火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

- (1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第2条第4項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害
- (2) 国民保護法第172条第1項に規定する緊急対処事態における災害、すなわち、武力攻撃に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害

4 災害即報

災害即報については、次の基準に該当する災害（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

(1) 一般基準

- ア 災害救助法の適用基準に合致するもの
- イ 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
- ウ 災害が2都道府県以上にまたがるもので一の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- エ 気象業務法第13条の2に規定する大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表されたもの
- オ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(2) 個別基準

次の災害については(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

ア 地震

- (ア) 当該都道府県又は市町村の区域内で震度5弱以上を記録したもの

(イ) 人的被害又は住家被害を生じたもの

イ 津波

(ア) 津波警報又は津波注意報が発表されたもの

(イ) 人的被害又は住家被害を生じたもの

ウ 風水害

(ア) 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(イ) 洪水、浸水、河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(ウ) 強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

エ 雪害

(ア) 積雪、雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(イ) 積雪、道路の凍結、雪崩等により、孤立集落を生じたもの

オ 火山災害

(ア) 噴火警報（火口周辺）が発表されたもの

(イ) 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(3) 社会的影響基準

(1)一般基準、(2)個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。

第3 直接即報基準

市町村は、特に迅速に消防庁に報告すべき次の基準に該当する火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）については、直接消防庁に報告をするものとする。

1 火災等即報

(1) 交通機関の火災

第2の1の(2)のアの(ウ)に同じ。

(2) 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

第2の1の(2)のイの(ア)、(イ)に同じ。

(3) 危険物等に係る事故((2)の石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。)

ア 第2の1の(2)のウの(ア)、(イ)に同じ

イ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの

ウ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの

(ア) 海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの

(イ) 500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等

エ 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの

オ 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災

- (4) 原子力災害等
第2の1の(2)のエに同じ。
- (5) ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災
- (6) 爆発、異臭等の事故であって、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの
(武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性があるものを含む。)

2 救急・救助事故即報

死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの

- (1) 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故
- (2) バスの転落等による救急・救助事故
- (3) ハイジャックによる救急・救助事故
- (4) 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故
- (5) その他報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの

3 武力攻撃災害等即報

第2の3の(1)、(2)に同じ。

4 災害即報

- (1) 地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）
- (2) 第2の4の(2)のイ、ウ及びオのうち、死者又は行方不明者が生じたもの

第4 記入要領

第1号、第2号、第3号及び第4号様式の記入要領は、次に定めるもののほか、それぞれの報告要領（「火災報告取扱要領」、「災害報告取扱要領」、「救急事故等報告要領」）の定めるところによる。

<火災等即報>

1 第1号様式（火災）

- (1) 火災種別
「火災種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。
- (2) 消防活動状況
当該火災の発生した地域の消防機関の活動状況のほか、他の消防機関への応援要請及び消防機関による応援活動の状況についても記入すること。
- (3) 救急・救助活動状況
報告時現在の救助活動の状況、救助人員の有無、傷病者の搬送状況等について記入すること（消防機関等による応援活動の状況を含む。）。
- (4) 災害対策本部等の設置状況
当該火災に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時を記入すること。

(5) その他参考事項

次の火災の場合には、「その他参考事項」欄に、各項に掲げる事項を併せ記入すること。

ア 死者3人以上生じた火災

(ア) 死者を生じた建物等（建物、車両、船舶等をいう。アにおいて同じ。）の概要

- a 建物等の用途、構造及び周囲の状況
- b 建物等の消火設備、警報設備、避難設備、防火管理者の有無及びその管理状況並びに予防査察の経過

(イ) 火災の状況

- a 発見及び通報の状況
- b 避難の状況

イ 建物火災で個別基準のe、f又はgのいずれかに該当する火災

(ア) 発見及び通報の状況

(イ) 延焼拡大の理由

- a 消防事情
- b 都市構成
- c 気象条件
- d その他

(ウ) 地域名及び主な焼損建物の名称

(エ) 者の避難保護の状況

(オ) 府県及び市町村の応急対策の状況（他の地方公共団体の応援活動を含む。）

ウ 林野火災

(ア) 火災 概況（火勢、延焼の状況、住家への影響、避難の状況等）

※ 必要に応じて図面を添付する。

(イ) 林野の植生

(ウ) 自衛隊の派遣要請、出動状況

(エ) 空中消火の実施状況（出動要請日時、消火活動日時、機種（所属）、機数等）

エ 交通機関の火災

(ア) 車両、船舶、航空機等の概要

(イ) 焼損状況、焼損程度

消防庁受信者氏名	報告日時	年 月 日 時 分
	都道府県	
	市町村 (消防本部名)	
	報告者名	

※ 特定の事故を除く。

火災種別	1 建物	2 林野	3 車両	4 船舶	5 航空機	6 その他
出火場所						
出火日時 (覚知日時)	(月 日 時 分) (月 日 時 分)		(鎮圧日時) 鎮火日時	(月 日 時 分) (月 日 時 分)		
火元の業態・用途			事業所名 (代表者氏名)			
出火箇所			出火原因			
死傷者	死者(性別・年齢) 人 負傷者 重症 人 中等症 人 軽症 人		死者の生じた理由			
建物の概要	構造 階層		建築面積 延べ面積	㎡ ㎡		
焼損程度	焼損棟数	全焼棟 半焼棟 部分焼 ぼや棟	計 棟	焼損面積	建物焼損床面積 建物焼損表面積 林野焼損面積	㎡ ㎡ ha
り災世帯数	世帯		気象状況			
消防活動状況	消防本部(署) 消防団 その他(消防防災ヘリコプター等)		台 台 台・機	人 人 人		
救急・救助活動状況						
災害対策本部等の設置状況						
その他参考事項						

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

2 第2号様式（特定の事故）

（1） 事故名（表頭）及び事故種別

特定の事故のうち、「事故名」及び「事故種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

（2） 事業所名

「事業所名」は「○○（株）○○工場」のように、事業所の名称のすべてを記入すること。

（3） 特別防災区域

発災事業所が、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号。以下この項において「法」という。）第2条第2号に規定する特別防災区域内に存する場合のみ、当該地区名を記入すること。また、法第2条第4号に規定する第一種事業所にあつては、「レイアウト第一種」、「第一種」のいずれかを、同条第5号に規定する第二種事業所は「第二種」を、その他の事業所は「その他」を○で囲むこと。

（4） 覚知日時及び発見日時

「覚知日時」は、消防機関が当該事故を覚知した日時を、「発見日時」は事業者が当該事故を発見した日時を記入すること。

（5） 物質の区分及び物質名

事故の発端となった物質で、欄中、該当するものの記号を○で囲み、物質の化学名を記入すること。なお、当該物質が消防法（昭和23年法律第186号）で定める危険物である場合には、危険物の類別及び品名について記入すること。

（6） 施設の区分

欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

（7） 施設の概要

「○○と××を原料とし、触媒を用いて**製品を作る△△製造装置」のように記入すること。なお、当該施設が危険物施設である場合には、危険物施設の区分（製造所等の別）についても記入すること。

（8） 事故の概要

事故発生に至る経緯、態様、被害の状況等を記入すること。

（9） 消防防災活動状況及び救急救助活動状況

防災本部、消防機関及び自衛防災組織等の活動状況並びに都道府県又は市町村の応急対策の状況を記入すること。また、他の消防機関等への応援要請及び消防機関等による応援活動の状況についても記入すること。

（10） 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

（11） その他参考事項

以上のほか、特記すべき事項があれば、記入すること。

（例）

・ 自衛隊の派遣要請、出動状況

(12) 原子力災害等の場合

- ア 原子力災害等が発生するおそれがある場合には、「発生」を「発生のおそれ」に読み替えること。
- イ 原子力災害等による死傷者については、「負傷者」を「負傷者」、「被ばく者」、「汚染者」に区分して記入すること。
- ウ その他参考事項として、付近住民の避難、屋内避難及び安定ヨウ素剤服用の状況を記入するとともに、地域防災計画に「原子力発電所異常事態通報様式」等が定められている場合には、当該通報の内容を併せて報告すること。

第2号様式（特定の事故）

第 報

事故名	1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故	報告日時	
	2 危険物等に係る事故	都道府県	
	3 原子力施設等に係る事故	市町村 (消防本部名)	
	4 その他特定の事故	報告者名	

消防庁受信者氏名

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他 ()					
発生場所						
事業所名	特別防災区域		(レイアウト第一種、第一種、 第二種、その他)			
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)		発見日時	月 日 時 分		
			鎮火日時 (処理完了)	月 日 時 分 (月 日 時 分)		
消防覚知方法			気象状況			
物質の区分	1 危険物 2 指定可燃物 3 高圧ガス 4 可燃性ガス 5 毒劇物 6 R I 等 7 その他()		物質名			
施設の区分	1 危険物施設 2 高圧混在施設 3 高圧ガス施設 4 その他 ()					
施設の概要			危険物施設の 区 分			
事故の概要						
死 傷 者	死者(性別・年齢) 人		負傷者等 人 (人)			
			重 症 人 (人)			
			中等症 人 (人)			
			軽 症 人 (人)			
消 防 防 災 活 動 状 況 及 救 急 ・ 救 助 活 動 状 況	警戒区域の設定 月 日 時 分 使用停止命令 月 日 時 分		出 場 機 関	出 場 人 員	出 場 資 機 材	
			事 業 所	自衛防災組織	人	
				共同防災組織	人	
				そ の 他	人	
				消防本部(署)	台 人	
				消 防 団	台 人	
				消防防災ヘリコプター	機 人	
				海上保安庁	人	
				自 衛 隊	人	
	そ の 他	人				
災害対策本部 等の設置状況						
その他参考事項						

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

<救急・救助事故・武力攻撃災害等即報>

3 第3号様式（救急・救助事故・武力攻撃災害等）

(1) 事故災害種別

「事故災害種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事故等の概要

「事故等の概要」は、発生した事故等の種別、概略、経過等を記入すること。

(3) 死傷者等

ア 「負傷者等」には、急病人等を含む。

イ 「不明」とは、行方不明等所在が判明しないものをいう。

(4) 救助活動の要否

救助活動を要する又は要した事故であるか否かを記入すること。

(5) 要救護者数（見込）

救助する必要がある者（行方不明者あるいは救助の要否が不明の者を含む。）で、未だ救助されていない者の数を記入すること。

また、「救助人員」は、報告時点で救助が完了した者の数を記入すること。

(6) 消防・救急・救助活動状況

出動した消防隊、救急隊、救助隊等（応援出動したものを含む。）について、所属消防本部名、隊の数、人員、出動車両数等を記入するとともに、傷病者の搬送状況等活動の状況について記入すること。

(7) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

(8) その他参考事項

以上のほか、応急措置等について、特記すべき事項があれば記入すること。

(例)

- ・ 都道府県、市町村、その他関係機関の活動状況
- ・ 避難指示（緊急）・避難勧告の発令状況
- ・ 避難所の設置状況
- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況
- ・ NBC検知結果（剤の種類、濃度等）
- ・ 被害の要因（人為的なもの）
- ・ 不審物（爆発物）の有無
- ・ 立てこもりの状況（爆弾、銃 器、人物等）

第3号様式（救急・救助事故・武力攻撃災害等）

第 報

消防庁受信者氏名

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市 町 村 (消防本部名)	
報告者名	

事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態における災害			
発 生 場 所				
発 生 日 時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚 知 方 法		
事故等の概要				
死 傷 者	死者(性別・年齢) 計 人 不明 人	負傷者等 { 重 症 人 (人) 中等症 人 (人) 軽 症 人 (人)		
救 助 活 動 の 要 否				
要 救 護 者 数 (見 込)		救 助 人 員		
消 防 ・ 救 急 ・ 救 助 活 動 状 況				
災害対策本部 等の設置状況				
その他参考事項				

(注) 負傷者等欄の()書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

<災害即報>

4 第4号様式

(1) 第4号様式(その1) (災害概況即報)

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合や災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合(例えば、地震時の第1報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合)には、本様式を用いること。

ア 災害の概況

(ア) 発生場所、発生日時

当該災害が発生した具体的地名(地域名)及び日時を記入すること。

(イ) 災害種別概況

- a 風水害については、降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況
- b 地震については、地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況
- c 雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況
- d 火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥流、火山弾、火山灰等の概況
- e その他これらに類する災害の概況

イ 被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している人的被害及び住家の被害に重点を置いて記入すること。

119番通報の件数を記入する欄については、第3 直接即報基準に該当する災害において、市町村から消防庁に直接報告をする際に記入すること。

なお、119番通報件数については、災害対応の初動段階において、災害の規模を推察する上で重要な情報となるため、集計が困難な場合は、入電の多寡について可能な限り報告をすること。

ウ 応急対策の状況

(ア) 当該災害に対して、災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等(以下「災害対策本部等」という。)を設置した場合にはその設置及び廃止の日時を記入すること。

なお、複数の市町村で災害対策本部等を設置するなど、当該欄に記入できない場合には、任意の様式を用いて報告をすること。

また、庁舎被害等の発生に起因して、予定された場所以外に災害対策本部等が設置されるなど特記すべき事象がある場合は、その旨を併せて記入すること。

(イ) 消防機関等の活動状況については、地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。

(ウ) 自衛隊の災害派遣要請を行った場合には、その日時及び内容を記入すること。

(エ) その他都道府県又は市町村が講じた応急対策については、避難所の設置状況、他の地方公共団体への応援要請等について記入すること。

また、大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表された場合などにおいては、警報

の伝達、避難勧告等の発令状況等の警戒・避難対策について記入すること。なお、避難勧告等の発令状況については、第4号様式（その1）別紙を用いて報告すること。

（2） 第4号様式（その2）（被害状況即報）

管内の被害状況や避難に関する状況等を把握できる段階に至った場合、本様式を用いること。

ア 各被害欄

原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。

なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。

イ 災害対策本部等の設置状況

当該災害に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

ウ 災害救助法適用市町村名

市町村毎に、適用日時を記入すること。

エ 災害の概況

災害の概況欄には次の事項を記入すること。

（ア） 災害の発生場所

被害を生じた市町村名又は地域名

（イ） 災害の発生日時

被害を生じた日時又は期間

（ウ） 災害の種類、概況

台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過、今後の見通し等

オ 応急対策の状況

消防機関等の活動状況について記入するとともに、自衛隊の災害派遣要請を行った場合にはその日時及び内容を記入すること。

また、その他の欄については、避難所の設置状況、災害ボランティアの活動状況等を記入すること。

第4号様式（その1）

（災害概況即報）

消防庁受信者氏名

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市 町 村 (消防本部名)	
報告者名	

災害名 (第 報)

災害の概況	発生場所							発生日時	年 月 日 時 分					
被害の状況	人 的 被 害	死 者		人	重 症		人	住 家 被 害	全 壊		棟	床上浸水		棟
		不 明		人	軽 傷		人		半 壊		棟	床下浸水		棟
									一部破損		棟	未分類		棟
状況	119番通報の件数													
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況		(都道府県)					(市町村)						
	消防機関等の活動状況		(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)											
	自衛隊派遣の状況													
	その他都道府県又は市町村が講じた応急対策 													

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

(注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

(避難勧告の発令状況)

※対象世帯数等を確認中の場合は、空欄にせず「確認中」と記載すること。

(被害状況即報)

※1 被書額は省略することができるものとする。

第2 関係機関、施設、避難所関係

1 内閣総理大臣が指定する指定行政機関等

指定行政機関		指定地方行政機関	
1	内閣府	1	沖縄総合事務局
2	国家公安委員会	2	管区警察局
3	警察庁	3	総合通信局
4	金融庁	4	沖縄総合通信事務所
5	消費者庁	5	財務局
6	こども家庭庁	6	地方厚生局
7	総務省	7	都道府県労働局
8	消防庁	8	地方農政局
9	法務省	9	北海道農政事務所
10	外務省	10	森林管理局
11	財務省	11	経済産業局
12	文部科学省	12	産業保安監督部
13	文化庁	13	那覇産業保安監督事務所
14	厚生労働省	14	地方整備局
15	農林水産省	15	北海道開発局
16	経済産業省	16	地方運輸局
17	資源エネルギー庁	17	地方航空局
18	中小企業庁	18	地方測量部及び沖縄支所
19	国土交通省	19	管区气象台
20	国土地理院	20	沖縄气象台
21	気象庁	21	管区海上保安本部
22	海上保安庁	22	地方環境事務所
23	環境省	23	地方防衛局
24	原子力規制委員会		
25	防衛省		

※順不同

指定公共機関			
1	(国) 防災科学技術研究所	54	富士石油株式会社
2	(国) 量子科学技術研究開発機構	55	ENEOS株式会社
3	(国) 日本原子力研究開発機構	56	日本通信株式会社
4	(独) 国立病院機構	57	福山通運株式会社
5	(独) 地域医療機能推進機構	58	佐川急便株式会社
6	(国) 農業・食品産業総合研究機構	59	ヤマト運輸株式会社
7	(国) 森林研究・整備機構	60	西濃運輸株式会社
8	(国) 水産研究・教育機構	61	北海道電力株式会社
9	(国) 土木研究所	62	北海道電力ネットワーク株式会社
10	(国) 建築研究所	63	東北電力株式会社
11	(国) 海上・港湾・航空技術研究所	64	東北電力ネットワーク株式会社
12	(独) 水資源機構	65	東京電力ホールディングス株式会社
13	(独) 都市再生機構	66	東京電力リニューアブルパワー株式会社
14	(独) 日本高速道路保有・債務返済機構	67	東京電力パワーグリッド株式会社
15	日本銀行	68	東京電力エナジーパートナー株式会社
16	日本赤十字社	69	北陸電力株式会社

17	日本放送協会	70	北陸電力送配電株式会社
18	電力広域的運営推進機関	71	中部電力株式会社
19	東日本高速道路株式会社	72	中部電力パワーグリッド株式会社
20	首都高速道路株式会社	73	中部電力ミライズ株式会社
21	中日本高速道路株式会社	74	関西電力株式会社
22	西日本高速道路株式会社	75	関西電力送配電株式会社
23	阪神高速道路株式会社	76	中国電力株式会社
24	本州四国連絡高速道路株式会社	77	中国電力ネットワーク株式会社
25	成田国際空港株式会社	78	四国電力株式会社
26	新関西国際空港株式会社	79	四国電力送配電株式会社
27	中部国際空港株式会社	80	九州電力株式会社
28	北海道旅客鉄道株式会社	81	九州電力送配電株式会社
29	東日本旅客鉄道株式会社	82	沖縄電力株式会社
30	東海旅客鉄道株式会社	83	株式会社JERA
31	西日本旅客鉄道株式会社	84	電源開発株式会社
32	四国旅客鉄道株式会社	85	電源開発送変電ネットワーク株式会社
33	九州旅客鉄道株式会社	86	日本原子力発電株式会社
34	日本貨物鉄道株式会社	87	KDDI株式会社
35	日本電信電話株式会社	88	株式会社NTTドコモ
36	東日本電信電話株式会社	89	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社
37	西日本電信電話株式会社	90	ソフトバンク株式会社
38	日本郵便株式会社	91	楽天モバイル株式会社
39	東京瓦斯株式会社	92	輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社
40	東京ガスネットワーク株式会社	93	株式会社イトーヨーカ堂
41	大阪瓦斯株式会社	94	イオン株式会社
42	大阪ガスネットワーク株式会社	95	ユニー株式会社
43	東邦瓦斯株式会社	96	株式会社セブン-イレブン・ジャパン
44	東邦ガスネットワーク株式会社	97	株式会社ローソン
45	西部瓦斯株式会社	98	株式会社ファミリーマート
46	岩谷産業株式会社	99	株式会社セブン&アイ・ホールディング
47	アストモスエネルギー株式会社	100	公益社団法人全日本トラック協会
48	株式会社ジャパングスエナジー	101	一般社団法人全国建設業協会
49	ENEOSグローブ株式会社	102	公益社団法人日本医師会
50	ジクシス株式会社	103	一般社団法人日本建設業連合会
51	出光興産株式会社	104	一般社団法人全国中小建設業協会
52	太陽石油株式会社	105	(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構
53	コスモ石油株式会社	106	一般社団法人AZ-COM丸和・支援ネットワーク

※順不同

2 県が指定する指定行政機関等

指定地方行政機関			
	名称	所在地	連絡先
1	東北管区警察局	宮城県仙台市青葉区本町三丁目3番1号	022-221-7181
2	東北総合通信局	宮城県仙台市青葉区本町三丁目2番23号	022-221-0604
3	東北財務局（福島財務事務所）	福島市松木13-2	024-535-0301
4	東北厚生局（福島事務所）	福島市霞町1-46	024-503-5030
5	福島労働局（会津労働基準監督署）	会津若松市城前2-10	0242-26-6494
6	東北農政局（会津南部農業水利事業所）	会津若松市追手町6番11号	0242-36-6720
7	関東森林管理局（会津森林管理署）	会津若松市追手町5-22	0242-27-3270
8	東北経済産業局	宮城県仙台市青葉区本町三丁目3番1号	022-263-1111
9	関東東北産業保安監督部東北支部	宮城県仙台市青葉区本町三丁目2番23号	022-263-1111
10	東北地方整備局（会津若松出張所）	会津若松市町北町大字始字北台105番地	0242-23-1241
11	東北地方整備局（郡山国道事務所）	郡山市安積荒井一丁目5番地	024-946-0333
12	北陸地方整備局（阿賀川河川事務所）	会津若松市表町2番70号	0242-26-6441
13	東北運輸局（福島運輸支局）	福島市吉倉字吉田54	024-645-0345
14	東京航空局（福島空港出張所）	石川郡玉川村大字北須釜字ハバキ田21	0247-57-1101
15	東北地方測量部	宮城県仙台市宮城野区五輪1-3-15	022-295-8611
16	仙台北管区気象台（福島地方気象台）	福島市松木町1-9	024-534-6724
17	第二管区海上保安本部（福島海上保安部）	いわき市小名浜辰巳町66	0246-53-7112
18	東北地方環境事務所（裏磐梯自然保護管理事務所）	耶麻郡北塩原村大字檜原字剣ヶ峯1093	0241-32-2221
19	東北防衛局	宮城県仙台市宮城野区五輪1-3-15	022-297-8209

※順不同

指定地方公共機関			
	名称	所在地	連絡先
1	（公社）福島県バス協会	福島市吉倉字吉田40番地	024-546-1478
2	福島交通（株）	福島市東浜町7-8	024-533-2131
3	新常磐交通（株）	いわき市明治団地4番地の1	0246-23-1151
4	会津乗合自動車（株）	会津若松市白虎町195	0242-22-5560
5	福島テレビ（株）	郡山市虎丸町2-11	024-931-8000
6	（株）福島中央テレビ	郡山市池ノ台13-23	024-923-3329
7	（株）福島放送	郡山市桑野4-3-6	024-933-5853
8	（株）テレビユー福島（会津若松支社）	会津若松市大町一丁目10-14	0242-28-5111
9	（株）ラジオ福島（会津支社）	会津若松市花春町3-1	0242-38-3381
10	（株）エフエム福島	郡山市神明町4-4	024-991-9000
11	（株）福島民報社（会津若松支社）	会津若松市花春町3-1	0242-27-1511

12	福島民友新聞（株）（若松支社）	会津若松市大町1-4-50	0242-40-9021
13	（公社）福島県トラック協会（会津支部）	会津若松市町北町大字始見島80-2	0242-24-4855
14	（一社）福島県医師会	福島市新町4番22号	024-921-2600
15	（公社）福島県歯科医師会	福島市仲間町6-6	024-523-3266
16	（一社）福島県薬剤師会	福島市宝来町二丁目2番2号	024-549-2198
17	（公社）福島県看護協会	郡山市中町1-19	024-922-4328
18	（公社）福島県診療放射線技師会	福島市森合字蒲原16-7	024-559-1043
19	（一社）福島県LPガス協会（会津支部）	会津若松市門田町大字堤沢字道西20	0242-28-6168
20	社会福祉法人福島県社会福祉協議会（会津若松市社会協議会）	会津若松市追手町5-32	0242-28-4030
21	（一社）福島県警備業協会	福島市鎌田字卸町24-4	024-572-7380
22	（一社）福島県建設業協会（若松支部）	会津若松市山鹿2-1	0242-28-2882

※順不同

3 県機関

	名称	所在地	連絡先
1	福島県危機管理課	福島市杉妻2-16	024-521-8651
2	会津地方振興局	会津若松市追手町7-5	
3	会津保健福祉事務所	会津若松市城東町5番12号	
4	会津農林事務所	会津若松市追手町7-5	
5	会津若松建設事務所	会津若松市追手町7-5	
6	会津若松警察署	会津若松市山見町248番地	0242-22-5454

※順不同

4 その他関係機関

	名称	所在地	連絡先
1	会津若松地方広域市町村圏整備組合消防本部	会津若松市北会津中嵐字諏訪前11	0242-59-1400
2	会津若松市消防団		
3	（公社）会津若松医師会	会津若松市インター西33-5	0242-23-7737
4	日本赤十字社福島県支部会津若松市地区	会津若松市東栄町3-46	0242-39-1232
5	東日本旅客鉄道（株）会津若松駅	会津若松市駅前町1番1号	0242-22-0257
6	東日本電信電話（株）福島支店	福島市花園町1番36号	024-522-9393
7	東北電力ネットワーク（株）会津若松電力センター	会津若松市東栄町3-38	0242-26-5676
8	東京電力ホールディングス（株）リニューアブルパワー・カンパニー猪苗代事業所	会津若松市蚕養町10-1	0242-22-4618
9	東日本高速道路（株）東北支社会津若松管理事務所	会津若松市町北町大字始字屋敷66	0242-32-7800
10	会津鉄道（株）	会津若松市材木町3番20号	0242-28-5885
11	ヤマト運輸（株）福島主管支店	郡山市日和田町高倉字古川4-8	0570-200-000
12	日本放送協会福島放送局	福島市早稲町1-2	024-526-4333

13	(株) エフエム会津	会津若松市栄町2-14	0242-28-0565
14	会津若松地方広域市町村圏整備組合	会津若松市中央3-10-12	0242-24-6311
15	日本郵便(株)会津若松郵便局	会津若松市中央一丁目2-17	0570-943-840
16	(公益) 福島県看護協会会津支部		
17	自衛隊 (陸上自衛隊第6師団第44普通科連隊)	福島市荒井原宿 1	024-593-1212
18	日本通運 (株) 郡山支店	郡山市大町2-2-1	024-932-1212
19	福山通運 (株) 会津営業所	会津若松市町北町大字藤室字道下24	0242-32-6200
20	佐川急便 (株) 会津若松営業所	会津若松市町北町大字中沢平沢162-1	0570-01-0543
21	西濃運輸 (株) 郡山支店	会津若松市高野町大字中沼字沼川沿29	0242-22-2121

※順不同

5 避難施設一覧

名称	町丁目名・番（番地）・号	緊急一時	
		避難施設	地下施設
謹教小学校体育館・グラウンド	米代1丁目5-33	-	-
日新小学校体育館・グラウンド	日新町7-40	-	-
一箕小学校体育館・グラウンド	山見町一丁目4番地の2	-	-
門田小学校体育館・グラウンド	門田町大字中野字村前1-1	-	-
城南小学校体育館・グラウンド	門田町大字黒岩字大坪25-1	-	-
湊学園後期課程体育館・グラウンド	湊町大字共和字上馬渡226-1	-	-
第一中学校体育館・グラウンド	蚕養町11-1	-	-
第二中学校体育館・グラウンド	城前1-7	-	-
第三中学校体育館・グラウンド	湯川町4-20	-	-
第四中学校体育館・グラウンド	桜町110	-	-
荒館小学校体育館・グラウンド	北会津町下荒井字八幡前13	-	-
鶴城小学校体育館・グラウンド	東栄町7-7	-	-
城北小学校体育館・グラウンド	城北町2-1	-	-
行仁小学校体育館・グラウンド	行仁町6-1	-	-
城西小学校体育館・グラウンド	川原町4-1	-	-
松長小学校体育館・グラウンド	一箕町松長四丁目9-2	-	-
永和小学校体育館・グラウンド	高野町大字上高野字村内43-1	-	-
神指小学校体育館・グラウンド	神指町大字高瀬字大道東108-3	-	-
旧赤井小学校	湊町大字赤井字赤井5-1	-	-
湊学園前期課程体育館・グラウンド	湊町大字共和字上馬渡171	-	-
旧原小学校	湊町大字原字新橋118	-	-
旧双潟小学校	湊町大字静潟字宮ノ前19-1	-	-
大戸小学校体育館・グラウンド	大戸町上三寄大豆田 116	-	-
東山小学校体育館・グラウンド	慶山一丁目2-1	-	-
小金井小学校体育館・グラウンド	門田町大字日吉字小金井48	-	-
大戸中学校体育館・グラウンド	大戸町上三寄香塩211-1	-	-
第五中学校体育館・グラウンド	門田町大字御山字村下314	-	-
第六中学校体育館・グラウンド	神指町大字黒川字湯川東296	-	-
一箕中学校体育館・グラウンド	一箕町大字八幡字堰下70	-	-
川南小学校体育館・グラウンド	北会津町小松490-2	-	-
北会津中学校体育館・グラウンド	北会津町中荒井2107-1	-	-
旧河東第一小学校	河東町広田字塩新205	-	-
旧河東第二小学校	河東町八田字八田野127	-	-
旧河東第三小学校	河東町大田原字村中186	-	-
旧河東中学校	河東町広田字東116	-	-
河東学園	河東町南高野字金剛田1	-	-

福島県立会津高等学校	表町3番1号	○	-
福島県立葵高等学校	西栄町4番61号	○	-
福島県立会津学鳳高等学校	一箕町大字八幡字八幡1番地の1	○	-
福島県立若松商業高等学校	米代1-3-31	○	-
福島県立会津工業高等学校	徒之町1番37号	○	-
旧河東第一幼稚園	河東町広田字塩新182	-	-
河東第三幼稚園	河東町熊野堂字高館175	-	-
広田保育所	河東町広田字横堀15	-	-
旧大田原保育所	河東町大田原字村中152	-	-
北会津農業改善センター	北会津町中荒井字宮西16	-	-
北公民館	高野町大字上高野字村前28	○	-
南公民館	門田町大字中野字大道西13	○	-
大戸公民館	大戸町上三寄香塩479	○	-
一箕公民館	北滝沢二丁目5-6	○	-
東公民館	慶山一丁目1-53	○	-
湊公民館	湊町大字協和字西田面45	○	-
北会津公民館	北会津町中荒井字宮西1-1	○	-
河東公民館	河東町郡山字中子山32	○	-
ふれあい体育館	一箕町大字八幡字八幡2番地の1	○	-
追手町第二庁舎	追手町2-41	○	-
鶴ヶ城公園	追手町、城東町 地内	-	-
小田山公園	門田町大字黒岩字主山丙460-1	-	-
名子屋町児童公園	大町二丁目15-4	-	-
住吉児童公園	材木町一丁目183	-	-
中央児童公園	栄町87	-	-
つばくろ公園	城前60-1	-	-
諏訪公園	本町33	-	-
小田垣公園	城東町337-26	-	-
駅前公園	駅前町406	-	-
薬師公園	館馬町153	-	-
七日町公園	西七日町137	-	-
材木町公園	材木町二丁目169	-	-
緑町公園	緑町234	-	-
金川町公園	金川町556	-	-
大町中央公園	中央二丁目120	-	-
大町白虎公園	白虎町240	-	-
日新町公園	日新町689	-	-
大川幼児公園	幕内東町125	-	-
居合1号公園	居合町27	-	-

石堂町公園	町北町大字上荒久田字崖下18	-	-
黒岩公園	天神町320	-	-
城西町公園	城西町135	-	-
愛宕山公園	慶山二丁目94	-	-
飯盛1号公園	飯盛三丁目302-45	-	-
鶴賀3号緑地	堤町126番	-	-
東部公園	桧町418	-	-
松長1号公園	一箕町松長一丁目1-1	-	-
八幡2号緑地	飯盛二丁目84番外3	-	-
つるかめ公園	一箕町大字亀賀字上居合146-11	-	-
徳久4号緑地	門田町大字徳久字竹之元1066番40外10	-	-
松長1号緑地	一箕町松長二丁目2-17	-	-
会津総合運動公園	門田町大字御山字村上164	-	-
高塚公園	河東町南高野字葉山2	-	-
南高野農村公園	河東町南高野字南高野5-2	-	-
漆沢農村公園	河東町八田字漆沢48	-	-
桜石農村公園	河東町八田字桜石109	-	-
稻荷原農村公園	河東町八田字水上100	-	-
八田野農村公園	河東町八田字宮ノ上1	-	-
強清水農村公園	河東町八田字清水廻戸山1113	-	-
西部農村公園	河東町代田字北畑396	-	-
郡山農村公園	河東町郡山字東29-1	-	-
代田農村公園	河東町代田字代田18	-	-
岡田農村公園	河東町岡田字方便44	-	-
木流農村公園	高野町大字木流字橋本492	-	-
物流1号緑地	インター西94	-	-
物流修景緑地	インター西120	-	-
たかく公園	神指町大字高久字高久233-2	-	-
門田緑地	門田町工業団地 地内	-	-
一ノ堰1号緑地	門田町大字一ノ堰字村西595-22	-	-
松長2号公園	一箕町松長三丁目13-93	-	-
松長4号公園	一箕町松長五丁目7-38	-	-
松長3号公園	一箕町松長六丁目12-26	-	-
松長緑道	一箕町松長四丁目9-5	-	-
会津レクリエーション公園	湊町大字赤井字笹山原	-	-
多目的農村広場	北会津町下荒井137-1	-	-
下荒井農村公園	北会津町下荒井137-1	-	-
さくら公園	真宮新町南一丁目153	-	-

昭和公園	真宮新町南三丁目113	-	-
中央公園	真宮新町南四丁目129	-	-
亀公園	真宮新町北二丁目113	-	-
真渡農村公園	北会津町真宮字真渡572	-	-
蟹川農村公園	北会津町蟹川字村東3032	-	-
東麻生農村公園	北会津町東麻生字宮田15	-	-
鷺林農村公園	北会津町鷺林字六百苺19-1	-	-
宮袋農村公園	北会津町宮袋字上大沼1-1	-	-
新庄農村公園	北会津町本田字中村47	-	-
麻島農村公園	北会津町大島字カト68-4	-	-
小松農村公園	北会津町小松字小松900-1	-	-
水季の里公園	北会津町水季の里152	-	-
広田西公園	河東町広田字横堀42-1	-	-
大塚山墓園	一箕町大字八幡字北滝沢 1	-	-
飯寺12号緑地	門田町大字飯寺字村東616-14	-	-
飯寺地下歩道（国道118 号）	門田町地内	○	○
駅前地下歩道（国道118 号）	駅前町地内	○	○
町北町地下歩道（国道121号）	町北町地内	○	○
八田地下歩道（会津若松裏磐梯線）	河東町八田地内	○	○

○ 避難施設等の指定に当たっての留意事項

- （１） 避難施設として学校、公民館、体育館等の施設を指定するほか、応急仮設住宅等の建設用地、救援の実施場所、避難の際の一時集合場所として公園、広場、駐車場等の施設を指定するよう配慮する。
- （２） 爆風等からの直接の被害を軽減するための一時的な避難場所としてコンクリート造り等の堅ろうな建築物、地下施設を指定するよう配慮する。
- （３） 事態において避難施設に住民を可能な限り受け入れることができるよう、それぞれの施設の収容人数を把握し、一定の地域に避難施設が偏ることのないよう指定するとともに、できるだけ多くの施設の確保に努めるよう配慮する。
- （４） 危険物質等の取扱所に隣接した場所、急傾斜地等に立地する施設は避難施設として指定しないよう配慮する。
- （５） 物資等の搬入及び搬出及び避難住民等の出入りに適した構造を有するとともに、避難住民等の受入れ又は救援を行うことが可能な構造又は設備を有する施設を指定するよう配慮する。
- （６） 車両等による物資の供給や避難が比較的容易な場所にある施設を指定するよう配慮する。

第3 避難実施要領パターン

1 避難実施要領のパターンの作成

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）が適用される事案（以下「国民保護事案」という）が発生し、都道府県知事から避難の指示があったときは、国民保護法では、市町村長は、直ちに避難実施要領を定めなければならないとされている。そして、国民の保護に関する基本指針（平成17年3月25日閣議決定。以下「基本指針」という。）では、迅速に避難実施要領が作成できるよう、市町村は複数の「避難実施要領のパターン」をあらかじめ作成しておくよう努めるものとされている。そこで、今回、避難実施要領について確認するとともに、国民保護事案の類型に応じた「避難実施要領のパターン」を作成するものである。

（1） 避難実施要領とは

国民保護法では、住民の避難に関する措置を行うにあたり、都道府県知事が避難の指示を行ったときは、市町村長は直ちに避難実施要領を定めて、その定めるところにより避難住民を誘導することとされている。避難実施要領は、活動にあたる様々な関係機関が共通の認識のもとで避難を円滑に行えるようにするために策定するものであり、避難実施要領により定められた避難の経路、手段、誘導の実施方法、関係職員の配置等、具体的に避難住民の誘導を行うに際して必要となる事項の内容は住民に伝達されることとなる。

（2） 避難実施要領のパターンとは

国民保護事案が発生し、住民の避難が必要な状況では、通常、時間的な余裕は全くなく、速やかに避難住民の誘導を行うことが求められる。しかし、実際に住民を避難させるに当たっては、避難施設や避難の手段、避難経路、誘導員の配置等様々な事項について決定する必要があり、これらの検討を事案が発生してから始めるのでは、迅速に避難実施要領を作成することができず、誘導に至るまでにかなりの時間を要することになってしまう。そこで、国が作成した基本指針では、市町村は、関係機関（教育委員会など当該市町村の各執行機関、消防機関、都道府県、都道府県警察、海上保安庁、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、複数の「避難実施要領のパターン」をあらかじめ作成しておくよう努めるものとされている。現実の国民保護事案の態様は、事案の規模や方法、発生場所、発生時間等により千差万別ではあるが、「避難実施要領のパターン」を平素から作成することによって、避難実施要領の記載内容や作成の手順について、一定の相場観やノウハウを培うことを目的としたものである。

国民の保護に関する基本指針（平成17年3月25日閣議決定）（抜粋）

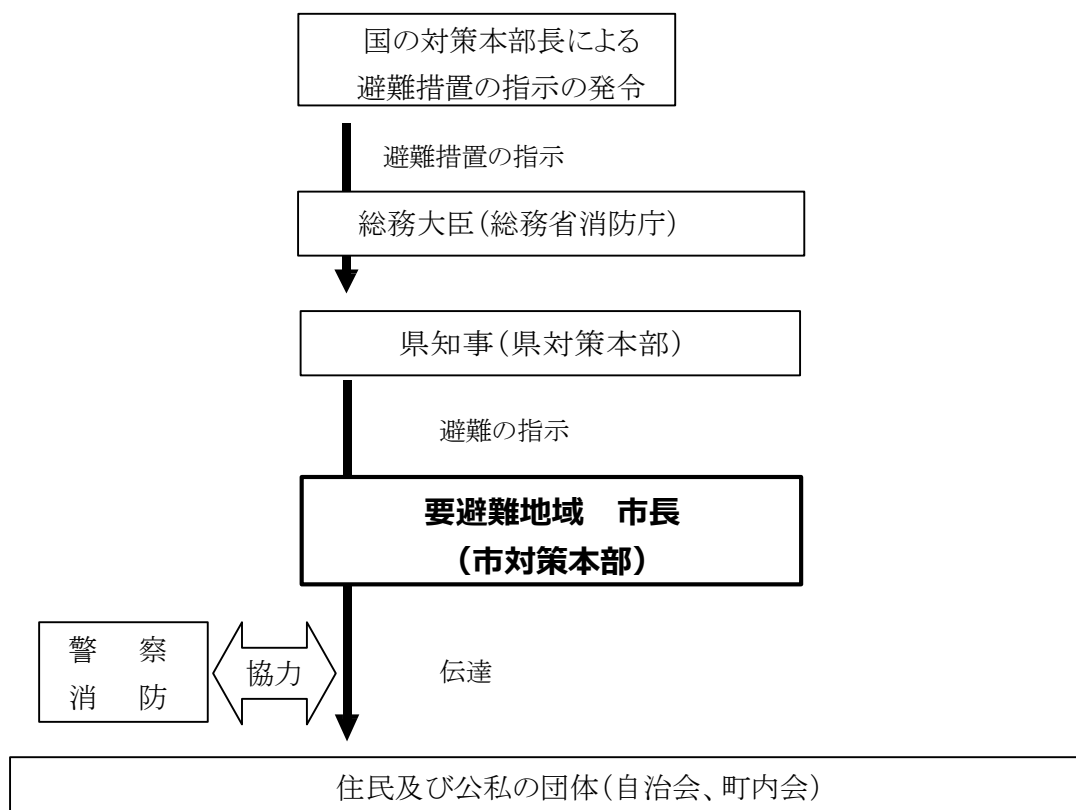
- 市町村は、関係機関（教育委員会など当該市町村の各執行機関、消防機関、都道府県、都道府県警察、海上保安庁、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成しておくよう努めるものとする。
- 市町村は、当該市町村の住民に対し避難の指示があったときは、関係機関の意見を聴くとともに、国民保護計画や避難実施要領のパターン等に基づき、避難実施要領を策定するものとする。

○ 避難実施要領について

（１） 避難の指示の伝達

- ① 市長は、県知事が迅速かつ的確に避難の指示を行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に県に提供する。
- ② 市長は、県知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達に準じて、その内容を住民に迅速に伝達する。

《避難の指示の流れ》



(2) 避難実施要領の策定の流れ

- ① 避難実施要領の通知・伝達が速やかに行えるよう、平素に避難実施要領のパターンを策定しておく。
- ② 市長は、県知事から避難の指示を受けた場合は、指示の内容に応じた避難実施要領を的確かつ迅速に策定する。
- ③ 策定に当たっては、各執行機関、県、警察（警察署）、消防（消防署）、自衛隊等の関係機関の意見を聴いた上で、避難の指示の内容に応じた避難実施要領を的確かつ迅速に策定する。
- ④ 避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに、避難実施要領の内容を修正する。

【避難実施要領に定める事項法第61条第2項】

- ・ 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
- ・ 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
- ・ その他避難の実施に関し必要な事項

(3) 避難実施要領に記載する項目

市長は、上記法定事項、県国民保護計画に基づき、原則、次に掲げる項目を避難実施要領において定める。

ただし、緊急の場合においては、事態の状況等を踏まえて、当初は法定事項を箇条書きにするなど、避難実施要領を簡潔な内容で作成するなど柔軟に対応する。

- ① 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位
- ② 避難先
- ③ 一時集合場所及び集合方法
- ④ 集合時間
- ⑤ 集合に当たっての留意事項
- ⑥ 避難の手段及び避難の経路
- ⑦ 市職員の配置等
- ⑧ 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への対応
- ⑨ 要避難地域における残留者の確認
- ⑩ 避難誘導中の食料等の支援
- ⑪ 避難住民の携行品、服装
- ⑫ 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先

(4) 避難実施要領の策定の際における考慮事項

避難実施要領の策定に際しては、以下の点に考慮する。

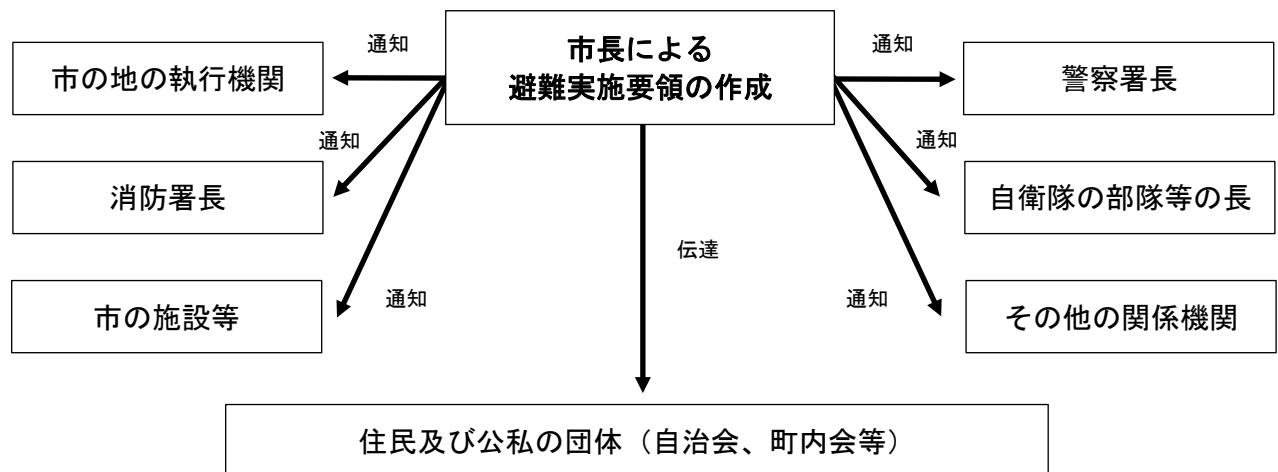
- ① 避難の指示の内容の確認（地域毎の避難の時期、優先度、避難の形態）
- ② 事態の状況の把握（警報の内容や被災状況の分析）
（特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案）
- ③ 避難住民の概数把握

- ④ 誘導の手段の把握（屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難（運送事業者である指定地方公共機関等による運送））
 - ⑤ 輸送手段の確保の調整（※輸送手段が必要な場合）
（都との役割分担、運送事業者との連絡網、一時避難場所の選定）
 - ⑥ 避難支援プランの作成
 - ⑦ 避難経路や交通規制の調整（具体的な避難経路、警察との避難経路の選定・自家用車等の使用に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との調整）
 - ⑧ 職員の配置（各地域への職員の割り当て、現地派遣職員の選定）
 - ⑨ 関係機関との調整（現地連絡調整所の設置、連絡手段の確保）
 - ⑩ 自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整（県対策本部との調整、国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応）
- （５） 避難実施要領の内容の伝達等

市長は、避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を、住民及び関係のある公私の団体に伝達する。その際、住民に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域に関する情報を的確に伝達するように努める。

また、市長は、直ちに、その内容を市の他の執行機関、管轄の消防署長、警察署長、自衛隊長並びにその他の関係機関に通知する。

さらに、市長は報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供する。



○ 国民保護事案の類型及び特徴

避難誘導を円滑に進めるためには、発生事態の特性に適切に対応することが重要である。国民保護事案は、武力攻撃事態と緊急処理事態に分類される。武力攻撃事態及び緊急処理事態における避難誘導は、時間的余裕のあるなしや被害の範囲が広い場合と狭い場合では特性が大きく変わることから、類型及び特徴を次のとおり示した。

(1) 武力攻撃事態の類型

武力攻撃事態とは、我が国に対する外部からの武力攻撃が発生した事態、又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められる事態をいう。武力攻撃事態の想定は、武力攻撃の手段、その規模の大小、攻撃パターン などにより異なる。各事態の特徴については以下のとおりであり、避難の留意点は下記のとおりとする。

① 着上陸侵攻の場合

着上陸侵攻に伴う避難は、広域避難が必要となる。県の区域を超える可能性もあり、国全体の調整が必要となることから、国の総合的な方針をもって対応することが必要である。

② ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合

ゲリラや特殊部隊による攻撃は、標的や攻撃内容が様々で画一的ではない。このため、警報の内容とともに、現地における自衛隊、消防署、警察等の関係機関からの情報と助言等を踏まえ、現地連絡調整所に派遣している職員から必要な情報を入手し、避難実施要領の弾力的な運用を行う。

国の対策本部長による避難措置の指示を待ついとまがない場合には、当該攻撃が行われた現地における被害の状況に照らして、退避の指示、警戒区域の設定などの措置を講ずる。政府による事態認定前にゲリラ等の攻撃を受けた場合は、災害対策基本法等既存の法制を活用するなど、柔軟に対応する。

③ 弾道ミサイル攻撃の場合

弾道ミサイルは、発射後短時間で着弾することが予想される。このため、全国瞬時警報システム（J-ALERT）などにより迅速な情報伝達を行い、被害を局限化する。

当初は、屋内退避するよう警報が発令される。警報と同時にできるだけ近くのコンクリート造の堅ろうな施設や建築物の地階等の地下施設に避難させる。国の対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っている場合には、警報を発令し、避難措置を指示する。県知事は避難を指示し、市長は避難実施要領を策定する。実際に弾道ミサイルが発射されたときは、国の対策本部長がその都度警報を発令する。

④ 航空攻撃の場合

航空攻撃は、その被害が弾道ミサイル攻撃の対応と類似するとともに、大規模着上陸侵攻の前提ともなる。このため、着上陸侵攻と同様に国の総合的な方針をもって対応することが必要である。

(2) 緊急処理事態の類型

緊急処理事態とは、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて、多数の人を殺傷する行為が発生した事態、又は発生する明白な危険が切迫していると認められる事態で、国家として緊急に対処することが必要なものをいう。各事態の特徴については以下のとおりである。

① 危険物質を有する施設への攻撃

原子力事業所等の破壊が行われた場合、大量の放射性物質等が放出され、周辺住民が被ばくするとともに、汚染された飲食物を摂取した住民が被ばくする。石油コンビナート及び可燃性ガス貯蔵施設等が爆破された場合、爆発及び火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。

危険物積載船への攻撃が行われた場合、危険物の拡散による沿岸住民への被害が発生するとともに、港湾及び航路の閉塞、海洋資源の汚染等社会経済活動に支障が生ずる。

② 大規模集客施設（ターミナル駅、劇場、大規模な商業施設等）への攻撃

大規模集客施設は、不特定多数が利用する施設であることから、標的とされた場合には大きな人的被害が発生しやすい。特に爆発物や生物剤、化学剤の標的とされやすく、時には人質テロ等の標的となることもある。事情が分からない利用客はパニックになりやすいため、一時的には、施設管理者が、速やかに施設内の人々を施設外の安全な場所へ避難誘導する。関係機関は、避難誘導に関する情報を把握するとともに、必要に応じ、新たな避難のための措置を行う。

③ 大量殺傷物質による攻撃

○ ダーティボム

放射性物質が含まれた爆弾をダーティボムと言い、攻撃対象地点の周辺に放射能汚染を引き起こすという特徴がある。このため、住民等に対し、ダーティボムが使用された場所から直ちに離れ、風向きや風速を考慮し、できるだけ風上の近くの地下施設やコンクリート建物に一時的に避難することが重要である。

○ 生物剤

人に害を及ぼす病原体（ウイルス、細菌等）及びそれが生み出す毒素を使って無差別に多くの人間を殺傷しようとする行為をバイオテロと言い、その病原体等を生物剤という。生物剤によるテロ等が行われた場合又はそのおそれがある場合は、武力攻撃が行われた場所又はそのおそれがある場所から直ちに離れ、外気からの密閉性の高い屋内の部屋又は感染のおそれのない安全な地域に避難する。感染の危険のある区域の住民の避難は、区域外住民の避難と区別するなど感染拡大の防止を図る。

○ 化学剤

有毒化学剤には、神経剤、びらん剤、窒息剤等がある。呼吸による吸入又は皮膚を通した吸入により傷害が起こり、短時間で死に至るため、早期の治療が必要

となる。化学剤によるテロ等が行われた場合又はそのおそれがある場合は、ダーティボムや生物剤の場合と同様に、その場から直ちに離れ、外気からの密閉性の高い屋内の部屋又は吸入のおそれのない安全な地域に避難する。化学剤は一般的に空気より重いため、可能な限り高所へ避難させる。

④ 交通機関を破壊手段とした攻撃

航空機等による自爆テロが想定され、テロが行われた場合、爆発及び火災などの発生により、施設の破壊に伴う人的被害が発生するとともに建物やライフライン等が被災し、社会経済活動にも支障が生ずる。

○ 会津若松市の避難実施要領パターン

(1) 事態別パターン作成の考え方

会津若松市では、武力攻撃事態及び緊急対処事態ごとに、事態の特性を踏まえ、避難実施要領のパターンの作成の有無を次のとおりとする。

武力攻撃事態	作成	作成しない理由
着上陸侵攻	×	着上陸侵攻に伴う避難は、県の区域を超える場合もあり、国全体の調整が必要となる。国の総合的な方針をもって対応することが必要であるため、よって平素から避難を想定した具体的な対応については定めない。
ゲリラや特殊部隊による攻撃	○	
弾道ミサイル攻撃	○	弾道ミサイル着弾以前の避難については、国の避難の指示に基づいて定める。着弾以降は、国の総合的な対処方針に従うことから、着上陸侵攻に準じて具体的には定めない。
航空攻撃	×	大規模着上陸侵攻の前提となる航空攻撃は着上陸侵攻に準じて具体的には定めない。

緊急対処事態（大規模テロ等）	作成	作成しない理由
危険物資を有する施設への攻撃	×	市内に該当施設がないため
大規模集客施設への攻撃	○	
大量殺傷物質による攻撃	○	
交通機関（航空機等）を破壊手段とした攻撃	×	弾道ミサイル攻撃と類似しているため

(2) 市で作成する避難実施要領のパターン

市が作成する避難実施要領の想定パターンは、以下のとおりである。実際の武力攻撃事態及び緊急対処事態については、攻撃パターンや規模、発生場所や発生時間等により市の対応は大きく変わる。

- パターン1 ゲリラや特殊部隊による攻撃
- パターン2 弾道ミサイル攻撃
- パターン3 大規模集客施設への攻撃
- パターン4 大量殺傷物質による攻撃

パターン1 想定 ゲリラや特殊部隊による攻撃

① 外国の武装集団が爆発物を所持し、人質を取り會津風雅堂に立てこもっている。 ② 武装集団の要求は、日本で逮捕された同胞の解放であり、明日までに要求が認められない場合には、會津風雅堂を爆破すると宣言している。 ③ 爆発の影響が予想される地域の住民を避難させる。		
時系列	状況	対応等
12月20日 11:30	外国の武装集団が爆発物を所持し、人質を取り會津風雅堂に立てこもる	
12:30	武装集団が犯行声明を発表。犯行声明のなかで、人質30名と日本で逮捕された同胞の解放を要求。12月21日の12時までに要求が認められない場合には、人質とともに會津風雅堂を爆破すると宣言	・市において、関係者、警察等から情報収集を開始 ・県、国へ報告
13:00		・国が武力攻撃事態に認定 ・警察が救出作戦を検討
13:10	会津バスが付近を通過する路線を運行停止	・国対策本部が避難措置の指示を検討開始 ・県対策本部が避難の指示を検討開始 ・警察が広範囲を通行止め
13:15		・市においても住民の避難について検討・調整を開始 ・県と市が避難施設及び避難経路の協議開始 ・市職員を県へ派遣
13:30	国から県に対し避難措置を指示	<指示概要> ・要避難地域： ・會津風雅堂から概ね300m圏内の地域避難に関し関係機関が講ずべき措置： ① 高齢者、障害者等の要支援者については、特段の配慮を行うこと ② 県及び市は安否情報の収集を実施すること
13:45	県から避難の指示	・避難の指示概要 ・避難の必要となる地域：〇〇、〇〇 ・避難施設：〇〇〇〇 ・主要な避難経路：〇〇〇〇 ・避難の手段：原則徒歩
14:00		・避難実施要領の策定完了 ・直ちに広報車等で住民避難実施要領の内容伝達 ・地域対策班の派遣 ・住民の避難開始
16:00		・残留者への呼びかけを開始
18:00	要避難地域の住民等の避難完了	

関係機関の対応状況

警察による周辺の交通規制	住民の救出活動及び住民等を速やかな避難のため、警察では主要な爆発の影響がある範囲の交通規制を実施
消防による警戒区域の設定	會津風雅堂から半径300m圏内を包含する地域に消防警戒区域を設定
交通機関	会津バスは運行を停止

避難実施要領	
会津若松市長 月 日 時 分 現在	
パターン1 ゲリラや特殊部隊による攻撃	
1 県からの避難指示内容	
別添のとおり	
2 実態の状況、関係機関の措置	
2-1 事態の状況	
発生日時	令和○年12月20日11時30分
発生場所	會津風雅堂
実行主体	外国の武装集団
事案概要と被害状況	① 外国の武装集団が爆発物を所持し、30人の一般人の人質を取り會津風雅堂に立てこもっている。 ② 犯行から1時間後の12時30分に武装集団が犯行声明を発表。 ③ 武装集団の要求は日本で逮捕された同胞の解放であり、明日までに要求が認められない場合には會津風雅堂を爆破すると宣言している。 ④ 政府は、武力攻撃事態に認定し、県及び会津若松市を対策本部設置の自治体に指定した。
今後の予測・影響と措置	① 武装集団は、要求が認められない場合、人質ごと自爆することが予想されるため、付近住民を避難させる必要がある。 ② 犯行声明で説明した爆発物の性能からすると半径300メートルまで被害が及ぶと予想される。
気象状況	天候：晴れ 気温：10℃ 風向：北 風速：3m/s
2-2 避難住民の誘導	
要避難地域	會津風雅堂を中心とし、半径300メートル以内に位置する行政区 ○○○○、○○○○
避難施設	○○○○
避難開始日時	令和○年12月20日14時00分
避難完了日時	令和○年12月20日18時00分
2-3 関係機関への措置	
措置の概要	警察：要避難地域内の道路を交通規制
	消防：會津風雅堂から半径300メートルの範囲で消防警戒区域を設定し、不測の事態に備え、消防車を配備し警戒にあたる。
	○○○○：運行停止
	バス事業者：會津風雅堂を通過する路線は運行停止
	自衛隊：県立博物館に爆発物処理の専門隊が待機。爆発に備え専門部隊が待機
連絡調整先	県対策本部：市職員2名を派遣
3 事態の特性で留意すべき事項	
事態の特性	武装集団の要求期限が21日12時と明確であることから、必ず期限までには区域内の全員を避難させる必要がある。 武装集団の態度の変化により爆発が起こる可能性があることから、期限内であっても早期に避難を完了させる必要がある。
地域の特性	県立博物館に近く、飲食店、物品販売店舗があり、施設単位の避難と自治会単位の避難が混在する。
時期による特性	冬の時期であり日没が早いことから、避難誘導時に転倒による受傷防止を図る必要がある。寒い時期であるため、暖かい服装で避難する必要がある。

4 避難者数					
地区					
避難者数					
うち要援護者					
うち外国人当の数					
地区					
避難者数					
うち要援護者					
うち外国人当の数					
5 避難施設					
5-1 避難施設					
避難先地域					
避難施設名					
所在地					
収容可能人数					
連絡先					
連絡担当者					
その他留意事項					
6 避難手段					
輸送手段	鉄道 ・ バス ・ 船舶 ・ 徒歩 ・ その他（ ）				
その他輸送手段	原則徒歩による避難とする。 避難行動要支援者は救急車又は市所有車両により搬送を行う。				
7 避難経路					
避難に使用する道路		〇〇〇〇			
交通規制	実施者の確認	会津若松警察署			
	規制にあたる人数	所要人員			
	規制場所	住民等を速やかに避難させるため、警察では主要な避難経路のうち、別紙に示す区間で交通規制を実施			
警備体制	実施者の確認	会津若松警察署			
	規制にあたる人数	所要人員			
	規制場所	交通規制を行った付近の警備を実施			
8 避難誘導要領					
8-1 避難（輸送）方法					
地区					
避難施設への避難方法	誘導の実施単位				
	輸送手段				
	避難経路				
	避難先				
	集合時間				
	その他（誘導責任者等）				

避難行動要支援者への避難方法	誘導の実施単位	避難行動要支援者の個別避難計画に基づいて個別に設定
	要支援者への支援事項	要支援者の区分に応じた対応を実施
	輸送手段	市所有の庁用車
	避難経路	徒歩避難経路以外を使用
	避難先	〇〇〇〇
	避難開始日時	令和〇年12月20日14時00分
8-2 職員の配置方法		
配置場所	避難先、交通規制箇所、その他の交差点。	
人数	上記配置場所×2名 〇〇名	
現地調整所	各避難所に連絡要員2名配置	
8-3 残留者の確認方法		
確認者	市職員、消防吏員、警察官、自衛官	
時期		
場所	〇〇〇〇 (會津風雅堂から半径300メートルの範囲内を優先する。)	
方法	広報車等による呼びかけ 戸別訪問を行い、チャイムを3回鳴らし、出ない場合は避難済であると判断する。	
措置	残留者に対し避難するよう求める。	
終了予定日時	令和〇年12月20日18時00分	
8-4 避難誘導時の食糧の支援・提供方法		
食事時期	避難が長期化すると予想される場合には各避難所で提供	
食事場所	避難所	
提供する食事の種類		
実施担当部署	避難所運営班	
9 避難時の留意事項（主に住民）		
自宅から避難する場合の留意事項	基本事項	避難時は、金銭・貴重品、パスポートや運転免許証などの顔写真付きの身分証明証、最小限の着替えや日常品、常備薬、非常持ち出し袋等を携行するものとする。 隣近所に声を掛け合い相互に助け合って避難する。
	事態の特性	武装集団による攻撃の時期が早まる可能性も捨てきれないことから、早急に避難を完了させる必要がある。
	時期の特性	(雨季、寒冷期等に相応の着衣に留意する。)
10 誘導に際しての留意事項（職員）		
① 避難誘導員は、冷静沈着に毅然たる態度を保つこと。		
② 防災活動服や腕章等により、避難誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解と協力を求めること。		
③ 避難誘導員は、正確な情報提供を行い、混乱の防止を図るとともに、冷静な行動を呼びかけること。		
11 情報伝達		
避難実施要領の住民への伝達方法	広報車等を用いて対象地域に避難実施要領の内容を伝達 あいべあ、市公式LINE等により伝達	
12 緊急時の連絡先		
会津若松市 国民保護／緊急対処事態対策本部	電話：〇〇〇〇〇〇	

パターン2 想定 弾道ミサイル攻撃

- (1) 日本国周辺におけるA国において弾道ミサイルの発射の兆候があることが判明したもの。
 (2) 市内全域において屋内退避の措置を取る。

時系列	状況	対応等
4月5日 10:00	A国において弾道ミサイルの発射の兆候があることが判明	・ 国対策本部長が警報の発令を決定。
10:02	Em-Net、全国瞬時警報システム（J-ALERT）等により警報を通知	・ 国→総務大臣→知事→市長
		・ 情報伝達ツールにより警報を伝達
10:05	JR東日本、会津鉄道、会津バス、運行停止	・ 国対策本部が避難措置の指示を検討開始 ・ 県対策本部が避難の指示を検討開始
10:08	国から県に対し避難措置を指示	・ 指示概要 ・ 要避難地域：市内全域 ・ 避難に関し関係機関が講ずべき措置： ① 速やかに近くの堅牢な建物内に避難すること ② 実際のミサイル発射に備え、警報の発令に関する情報に注意すること
10:11	県から避難の指示	・ 指示概要 ・ 要避難地域：市内全域 ・ 避難に関し関係機関が講ずべき措置： ① 屋内にいる者は、地階や建物の中心部など安全な場所へ退避すること ② 屋外にいる者は速やかに近くの地下や堅牢な建物内に避難すること ③ 実際のミサイル発射に備え、警報の発令に関する情報に注意すること
10:20	A国から弾道ミサイルが発射される（着弾地域不明）	・ 国対策本部長が警報の発令を決定。
	Em-Net、全国瞬時警報システム（J-ALERT）等により警報を通知	・ 国→総務大臣→知事→市長
		・ 情報伝達ツールにより警報を伝達 ・ 警報伝達後、避難指示を伝達
10:25	A国から発射された弾道ミサイルは関東地方の上空を通過する見込み	・ 国対策本部長が警報の発令を決定。
	Em-Net、全国瞬時警報システム（J-ALERT）等により警報を通知	・ 国→総務大臣→知事→市長
		・ 情報伝達ツールにより警報を伝達 ・ 警報伝達後、避難指示を伝達

関係機関の対応状況

警察による周辺の交通規制	未規制（避難誘導を優先）
消防による警戒区域の設定	未設定（避難誘導を優先）
交通機関	JR線、会津鉄道。会津バスは全線運行停止

避難実施要領	
会津若松市長 月 日 時 分 現在	
パターン2 弾道ミサイル攻撃	
1 県からの避難指示内容	
別添のとおり	
2 実態の状況、関係機関の措置	
2-1 事態の状況	
発生日時	令和〇年4月5日10時00分
発生場所	東北地方全域
実行主体	A国
事案概要と被害状況	国の対策本部長（内閣総理大臣）は、弾道ミサイル発射の兆候があることから、発射された場合に備えた対応を講じることができるよう、あらかじめ警報を発令し、避難措置の指示（屋内避難）を行った。
今後の予測に対する措置	弾道ミサイルが発射された場合、速やかに国及び県から発射方向と着弾予想地域の情報を入手し、住民に対し、堅ろうな建物や地下施設等への屋内避難を広報車等により伝達する。その際、住民に対し、テレビ、ラジオ、インターネット等からの情報入手を呼びかける。
気象状況	天候：晴れ 気温：15℃ 風向：南東 風速：2 m/s
2-2 避難住民の誘導	
要避難地域	会津若松市内全域（東北地方全域）
避難先と避難誘導の方針	屋外にいる場合：最寄りの建物内とする。努めて、堅ろうな建物内又は地下施設とする。 屋内にいる場合：窓から離れる。努めて、窓のない部屋に移動する。避難誘導（事態発生の実態）は、J-ALERTとの連携をしている緊急速報（エリア）メール、広報車等で行う。初弾の着弾以降も不要な外出を避けることを呼びかける。
避難開始日時	警報発令時
避難完了予定日時	速やかに
2-3 関係機関の措置	
措置の概要	会津若松警察署、会津若松消防署は、それぞれの車両で、住民への警報伝達と屋内避難の周知を図っている。
連絡調整先	
3 事態の特性で留意すべき事項	
① 弾道ミサイルの着弾地域の予測は困難であることと、突発的な着弾に備えて、出来るだけ外出を避け、堅ろうな建物や地下施設に避難する。 ② ミサイルの着弾音と思われる不審な音を聞いた場合、市、消防機関、警察へ通報するよう、住民に周知する。 ③ NBC弾頭が使用される可能性があるため、以下の事項に留意する。 ・ ミサイル着弾地の周辺には一般の住民は、興味本位で近づかない。 ・ 避難にあたっては、建物の中央部に避難するとともに、エアコンや換気扇を停止して、必要により粘着テープ等で目張りを行い、外気からの遮断に留意する。	

4 住民の行動（基本事項）	
屋内避難の指示を受けた場合の行動	
	屋内にいる場合 ① 屋内にいる場合には直ちに建物の中央部に避難する。 ② 電車内に在る者に対しては、警報発令時には最寄り駅に下車し、駅舎の最下層中央部もしくは、駅ビル等の最寄りの堅ろうな施設に避難する。 ③ 車両内に在る者に対しては、車両を道路外の場所（やむを得ず道路に置いて避難する場合は道路の左側端に沿って駐車し、緊急車両の通行の妨げにならない場所）に止める。
	屋外にいる場合 ① 外出先においては、可能な限り、大規模集客施設や地下街等の屋内に避難するが、余裕がない場合は、何らかの遮蔽物の物陰に留まる（その際、ガラス張りの建築物の下は避ける）。 ② 攻撃が沈静化した場合には直ちに最寄りの堅ろうな建物に移動する。
5 情報伝達	
住民への避難実施要領伝達	① 市及び関係機関は広報車、市ホームページ等により、避難実施要領をあらかじめ伝達する。 ② 警報が発令された場合には、緊急速報（エリア）メール、広報車等で住民に警報の発令を周知する。
情報伝達先	
6 緊急時の連絡先	
会津若松市国民保護／緊急対処事態対策本部	電話：〇〇〇〇〇〇

パターン3 想定 大規模集客施設への攻撃（化学剤）

- (1) 市街のショッピングモールで化学テロを起こしたテログループが犯行声明内でテロ予告を行った。
 (2) 当該テログループの拠点捜査により、市内の会津若松駅で化学剤を散布する計画が明らかになった。
 (3) 化学剤の影響が予想される地域の住民を避難させる。

時系列	状況	対応等
7月12日 18:00	隣接のA市のショッピングモールで、化学兵器を使用したテロが発生	・化学剤の大量散布により多数の死傷者が発生
20:00		・A市で発生した事案について、国が緊急対処事態に認定。警察が他のショッピングモールで捜査を開始
7月13日 10:00	実行したテログループは犯行声明を発表。次の化学兵器によるテロを予告	
7月13日 16:00	テログループの拠点捜査により、20時に会津若松駅で化学剤を散布する計画が判明	・国対策本部が避難措置の指示を検討開始 ・県対策本部が避難の指示を検討開始
16:05	磐越西線、会津鉄道が全面運行停止	・警察が会津若松駅周辺の捜索を開始 ・消防が会津若松駅から半径300m圏内を消防警戒区域に設定 ・市においても状況を把握、住民の避難について検討・調整を開始 ・県と市が避難施設及び避難経路の協議開始 ・市職員を現場へ派遣
16:25	警察が会津若松駅ホームのゴミ箱から時限式の化学剤を発見。引き続き捜索を実施	
16:30		・市が緊急対処事態対策本部を開催（状況から、午前中の事案と同様の化学剤である可能性が高く、付近住民の避難について検討）
16:35	国から県に対し避難措置を指示	・指示概要 ・要避難地域： ・会津若松駅から概ね300m圏内の地域避難に関し関係機関が講ずべき措置： ① 高齢者、障害者等の要支援者については、特段の配慮を行うこと ② 県及び会津若松市は安否情報の収集を実施すること
16:45	県から避難の指示	・避難の指示概要 ・避難の必要となる地域：○○○○、○○○○ ・避難施設：○○○○ ・主要な避難経路：○○○○ ・避難の手段：原則徒歩
17:00		・避難実施要領の策定完了 ・直ちに広報車等で住民避難 ・実施要領の内容の伝達を実施 ・地域対策班の派遣 ・住民の避難開始
17:30		・残留者への呼びかけを開始
19:00	要避難地域の住民等の避難完了	

関係機関の対応状況

警察による周辺の交通規制	住民等を速やかに避難させる必要があるため、警察では主要な避難経路のうち、要避難場所から各避難施設までの道を交通規制している。
消防による警戒区域の設定	駅から半径300m圏内を包含する地域に消防警戒区域を設定している。
交通機関	JR線、会津鉄道、会津バスは運行を停止している。

避難実施要領	
会津若松市長 月 日 時 分 現在	
パターン3 想定 大規模集客施設への攻撃（化学剤）	
1 県からの避難指示内容	
別添のとおり	
2 実態の状況、関係機関の措置	
2-1 事態の状況	
発生日時	令和〇年7月13日16時00分
発生場所	会津若松駅
実行主体	テログループ
事案概要と被害状況	7月12日18時00分に隣接のA市内のショッピングモールで化学剤を大量散布した無差別テロがあり、多数の死傷者が発生した。テロ後の、翌7月13日10時00分にテログループが犯行声明を表明し、声明内で近いうちに再度、化学剤によるテロを行うと予告があった。警察によるテログループの拠点捜査により、7月13日16時00分、同日の20時に会津若松駅で化学剤を散布する計画が判明した。政府は、テロ後、緊急処理事態に認定し、県並びにA市及び会津若松市を対策本部設置の自治体に指定した。
今後の予測・影響と措置	テログループは、会津若松駅で化学剤の大量散布を行うことが予想され、A市の例から考えると、駅から半径300メートルまで被害が及ぶと予想される。化学剤の影響を考えると、早期に住民の避難を実施する必要がある。
気象状況	天気：晴れ 気温：30℃ 風向：西 風速：2 m/s
2-2 避難住民の誘導	
要避難地域	会津若松駅を中心とし、半径300メートル以内に位置する行政区 〇〇〇〇、〇〇〇〇
避難施設	〇〇〇〇
避難開始日時	令和〇年7月13日17時00分
避難完了日時	令和〇年7月13日19時00分
2-3 関係機関への措置	
措置の概要	警察：上記の要避難地域から避難施設までの道路を交通規制
	消防：会津若松駅から半径300メートルの範囲で消防警戒区域を設定し、不測の事態に備え、消防車を配備し警戒にあたる。
	JR線、会津鉄道：全線運行停止
	バス事業者：会津若松駅300メートル圏内は運行停止
	自衛隊：会津若松駅前ロータリーに化学防護部隊を展開し、除染体制を構築
連絡調整先	県対策本部：市職員2名を派遣 現地調整所：市職員2名を配置
3 事態の特性で留意すべき事項	
事態の特性	テログループの犯行時刻が20時と明確であることから、必ず20時までは区域内の全員を避難させる必要がある。 風により化学剤が流され、予想以上に被害が広がるおそれがあることから、気象情報に留意し、状況に応じ避難区域の拡大も検討する必要がある。
地域の特性	攻撃対象の駅舎と飲食店、物品販売店舗があり、施設単位の避難と自治会単位の避難が混在する。また、区域内に市立学校があるため、児童及び生徒が在籍している場合は避難も必要となる。
時期による特性	避難実施時が小中学校の在籍時刻の場合、児童の避難先は居住地区の避難所とする。

4 避難者数					
地区					
避難者数					
うち要援護者					
うち外国人当の数					
地区					
避難者数					
うち要援護者					
うち外国人当の数					
5 避難施設					
5-1 避難施設					
避難先地域					
避難施設名					
所在地					
収容可能人数					
連絡先					
連絡担当者					
その他留意事項					
6 避難手段					
輸送手段	鉄道 ・ バス ・ 船舶 ・ 徒歩 ・ その他 ()				
その他輸送手段	原則徒歩による避難とする。 避難行動要支援者は救急車又は市所有車両により搬送を行う。				
7 避難経路					
避難に使用する道路	〇〇〇〇				
交通規制	実施者の確認	会津若松警察署			
	規制にあたる人数	所要人員			
	規制場所	住民等を速やかに避難させるため、警察では主要な避難経路のうち、別紙に示す区間で交通規制を行うとともに、緊急車両の通行路を確保			
警備体制	実施者の確認	会津若松警察署			
	規制にあたる人数	所要人員			
	規制場所	交通規制を行った付近での警備			
8 避難誘導要領					
8-1 避難（輸送）方法					
地区					
避難施設への 避難方法	誘導の実施単位				
	輸送手段				
	避難経路				
	避難先				
	集合時間				
	その他（誘導責任者等）				
避難行動要支援者への避難方法	誘導の実施単位	避難行動要支援者の個別避難計画に基づいて個別に設定			
	要支援者への支援事項	要支援者の区分に応じた対応を実施			
	輸送手段	市所有の庁用車			
	避難経路	徒歩避難経路以外を使用			
	避難先	上記の避難先			
	避難開始日時	令和〇年7月13日17時10分			

8-2 職員の配置方法		
配置場所	避難先、交通規制箇所、その他の交差点。	
人数	上記配置場所×2名 ○○名	
現地調整所	各避難所に連絡要員2名配置	
8-3 残留者の確認方法		
確認者	市職員、消防吏員、警察官、自衛官	
時期		
場所	○○○○、○○○○ (会津若松駅から半径300メートルの範囲内を優先する。)	
方法	広報車等による呼びかけ 戸別訪問を行い、チャイムを3回鳴らし、出ない場合は避難済であると判断する。	
措置	残留者に対し避難するよう求める。	
終了予定日時	令和○年7月13日19時00分	
8-4 避難誘導時の食糧の支援・提供方法		
食事時期	避難が長期化すると予想される場合には各避難所で提供	
食事場所	避難所	
提供する食事の種類		
実施担当部署	避難所運営班	
9 避難時の留意事項（主に住民）		
自宅から避難する場合の留意事項	基本事項	避難時は、金銭・貴重品、パスポートや運転免許証などの顔写真付きの身分証明証、最小限の着替えや日常品、常備薬、非常持ち出し袋等を携行するものとする。 隣近所に声を掛け合い相互に助け合って避難する。
	事態の特性	テログループによる攻撃の時期が早まる可能性も捨てきれないことから、早急に避難を完了させる必要がある。
	時期の特性	(雨季、寒冷期等に相応の着衣に留意する。)
10 誘導に際しての留意事項（職員）		
(1) 避難誘導員は、冷静沈着に毅然たる態度を保つこと。 (2) 防災活動服や腕章等により、避難誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解と協力を求めること。 (3) 避難誘導員は、正確な情報提供を行い、混乱の防止を図るとともに、冷静な行動を呼びかけること。		
11 情報伝達		
避難実施要領の住民への伝達方法	広報車等を用いて対象地域に避難実施要領の内容を伝達 あいべあ、市公式LINE等により伝達	
12 緊急時の連絡先		
会津若松市 国民保護／緊急処理事態対策本部	電話：○○○○○○○	

パターン4 想定 大量殺傷物質を破壊手段とした攻撃（ダーティボム）

- (1) テロ集団が、鶴ヶ城において、ダーティボムを爆発させたもの。
 (2) 警戒中の警察官が犯行グループを発見し、取り押さえようとしたが、制圧の直前に事前に仕掛けておいたダーティボムを爆発させた。

時系列	状況	対応等
4月5日 12:00	県内数カ所で爆弾テロが発生し、死傷者100名超が発生。	
		・国は、緊急対処事態に認定し、自衛隊の部隊を県内に配置。
		・県も緊急対処事態本部を設置
4月6日 23:00	捜査機関が、県内の他施設に対しても爆弾テロ（放射性物質を含む）の犯行の兆候を入手	・警察が県内全域において警戒を開始
4月7日 8:00	その後の捜査により、県内において市民が参加する大規模イベントをダーティボムによるテロの標的としていることが判明。	・警察が大規模イベントが計画されている公園付近の警戒を開始
9:00		・警察が県内においてイベントを計画している主催者に対し中止を要請
9:05	鶴ヶ城付近で、警察が警戒を強化していたところ、鶴ヶ城東側路上に停車していた3人乗りの不審車両を発見。 職務質問をしたところ、警察官に発砲した後、鶴ヶ城体育館に逃げ込んだ。	・警察は、鶴ヶ城体育館利用者に対し避難を呼びかけるとともに、犯行グループの発砲により被弾するおそれのある区域（鶴ヶ城体育館から約50メートル）にいる市民等を区域外へ避難
10:00	警察の対策部隊が到着。催涙ガスの発射に伴い犯人側が発砲するも警察が応戦し、突入後、犯行グループを制圧。犯人制圧の際、犯行グループが鶴ヶ城のイベント受付近くに仕掛けた爆弾（放射性物質が混入されたダーティボム）をリモコンにより爆発させ、多くの死傷者が発生した。	・鶴ヶ城付近にいた警察、消防、自衛隊及び市職員は、ダーティボムが使われるとの事前情報から、爆発したのはダーティボムと判断し、鶴ヶ城から退避し、会津若松駅ロータリーに活動拠点を設置
10:02		・広報車等により、イベント来場者や付近住民、周辺事業所の従業員を屋内へ避難させる。
10:10	消防・警察・自衛隊が連携し、放射線量を測定しながら公園に近づき、ゾーニング、負傷者の救出・救助を行う。	

関係機関の対応状況

警察による周辺の交通規制	鶴ヶ城付近の主要道路の通行止めを実施
消防による警戒区域の設定	鶴ヶ城から半径500m圏内を包含する地域に消防警戒区域を設定している。
交通機関	JR線、会津鉄道、会津バスは運行を停止している。

避難実施要領	
会津若松市長 月 日 時 分 現在	
パターン4 大量殺傷物質を破壊手段とした攻撃（ダーティボム）	
1 県からの避難指示内容	
別添のとおり	
2 実態の状況、関係機関の措置	
2-1 事態の状況	
発生日時	令和〇年4月5日10時00分
発生場所	鶴ヶ城
実行主体	テロ集団
事案概要と被害状況	① 4月5日、県内数カ所で爆弾テロが発生し死傷者100名超が発生した。 ② 捜査機関が、県内の他施設に対しても放射性物質を含む爆弾テロを行う兆候を入手し、警察が県内全域において警戒を開始した。 ③ その後の捜査により、県内において大規模イベントをテロの標的としていることが判明。鶴ヶ城において、大規模なイベントが予定されていることから、警察が鶴ヶ城付近を警戒中に不審車両を発見し、職務質問をしたところ、近くの鶴ヶ城体育館へ逃げ込んだ。 ④ 警察の対策部隊が突入し、犯行グループを制圧する際に、犯人が鶴ヶ城に仕掛けたダーティボムを爆発させ、多くの死傷者を発生させたもの。
今後の予測・影響と措置	① ダーティボムが実際に爆発されていることから、早期に近隣の屋外にいる人を地下施設やコンクリート建物内へ避難させる必要がある。 ② 放射線量の測定を行い、警戒区域を設定する必要がある。 ③ 警戒区域内の傷者を早期に救出し、医療活動等を実施する必要がある。
気象状況	天候：晴れ 気温：18度 風向：西 風速：2 m/s
2-2 避難住民の誘導	
要避難地域	鶴ヶ城を中心とし、半径2,000メートル以内に位置する行政区 〇〇〇〇、〇〇〇〇
避難施設	近くの地下施設、コンクリート建物の屋内退避
避難開始日時	令和〇年4月5日10時00分
避難完了日時	速やかに
2-3 関係機関への措置	
措置の概要	共通：爆発後、事前情報からダーティボムと判断し、鶴ヶ城から退避し、会津若松駅前ロータリーを活動拠点とする。
	警察：犯人グループの制圧にあたる。 消防、自衛隊と連携し、救出・救助、イベント来場者の避難誘導にあたる。
	消防：警察、自衛隊と連携し、救出・救助にあたる。 鶴ヶ城付近の放射線量を測定し、ゾーニングを行い、傷者の救出・救助、避難誘導にあたる

	自衛隊：警察、消防と連携し、救出・救助、イベント来場者の避難誘導にあたる。被爆者の除染にあたる。 鉄道事業者：JR線、会津鉄道は全線運行停止 バス事業者：会津バスは運行停止
連絡調整先	県対策本部：市職員2名を派遣 現地調整所：市職員2名を配置
3 事態の特性で留意すべき事項	
事態の特性	既にダーティボムを爆発されていることから、事態把握後、直ちに広報車等により、屋内退避を呼びかける必要がある。
地域の特性	爆発地点は広域な公園であり、付近に県立博物館、学校などが点在している。住民以外の利用者も多数いる可能性がある。
時期による特性	避難実施時が小中学校の在校時刻の場合、児童・生徒の避難先は居住地区の避難所とする。
4 住民の行動（基本事項）	
屋内避難の指示を受けた場合の行動	
	屋内にいる場合 ① 屋内にいる場合には直ちに建物の中央部に避難する。屋内に地下施設がある場合には、地下へ移動する。 ② 窓閉め、目張りにより室内を密閉する。 ③ 電車内に在る者に対しては、警報発令時には最寄り駅に下車し、駅舎の最下層中央部もしくは、駅ビル等の最寄りの堅ろうな施設に避難する。 ④ ラジオ、テレビ等により情報収集に努める。
	屋外にいる場合 外出先においては、可能な限り、大規模集客施設や地下街等の屋内に避難するが、余裕がない場合は、何らかの遮蔽物の物陰に留まる（その際、ガラス張りの建築物の下は避ける）。
5 情報伝達	
住民への避難実施要領伝達	① 市及び関係機関は広報車、市ホームページ等により、避難実施要領をあらかじめ伝達する。 ② 警報が発令された場合には、緊急速報（エリア）メール、広報車等で住民に警報の発令を周知する。
情報伝達先	
6 緊急時の連絡先	
会津若松市国民保護／緊急対処事態対策本部	電話：〇〇〇〇〇〇

会津若松市国民保護計画

資料編

令和7年 月

会津若松市市民部危機管理課

電 話：0242-39-1227

FAX：0242-26-6435

E-mail：bosaianzen@city.aizuwakamatsu.lg.jp